

令和7年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年3月10日 午前10時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年3月10日 午後 3時29分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	11	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	12	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	10	有 働 徳 仁	出			
	12	西 藤 典 子		13	篠 原 哲 哉	
会議録署名議員	12	西 藤 典 子		13	篠 原 哲 哉	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	加 藤 優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健 康 こ ど も 課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議事日程		別 紙 の と お り				
付議事件		別 紙 の と お り				
会議経過		別 紙 の と お り				

令和7年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月10日 午前10時開議

第2号

- 日程第1 議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定
- 日程第2 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第9号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第10号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第12号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第16号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算
- 日程第14 議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 令和7年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 令和7年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第26号 令和7年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第22 議案第27号 鞍手町道路線の認定
- 日程第23 議案第28号 鞍手町道路線の廃止
- 日程第24 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画
- 日程第25 議案第30号 鞍手町コミュニティバス等運行条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 1 0 日 3 月定例会議案質疑。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1 番 許 斐 英 幸	2 番 田 中 二 三 輝	3 番 星 正 彦
4 番 宇 田 川 亮	5 番 野 口 美 恵 子	6 番 新 谷 留 晴
7 番 的 野 信 之	8 番 石 井 大 輔	9 番 許 斐 潤 一 郎
10 番 有 働 徳 仁	11 番 栗 田 美 和	12 番 西 藤 典 子
13 番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。日程第1 議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第6号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 今回、新たに鞍手町立小学校統合準備委員会っていうのを設立するようになっておりますけれども、このメンバー、それから具体的な審議内容をどういうふうにやっていくのかというのを教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。鞍手町立小学校統合準備委員会につきましては、現在まだできておりませんが、予定といたしまして、委員は6小学校及び中学校のPTAの代表7名で予定しております。審議内容としては、令和10年4月の開校に向け、校名・校歌・校章、PTA組織、通学路、スクールバスの運行ルート等について協議を行うように考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 6小学校と中学校のPTA7名だけの構成ですか。7人。それだけ準備委員会、その中で開校なんか校名とか、統合に向けた新しく開設する統合小学校その7名だけで決めていくという形。ほかに何か学識経験とか何かいろいろ、そういう審議会のメンバーというのは、入らないんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。現在、校名・校章等は中学校のときに一度やっておりますが、公募等を行いながらその中で決定していくことを予定しておりますので、現在のところ学識経験者等、予定はしておりません。またちょっとこれの委員会の立ち上げのときには、関係各位のほうに確認しながら、もし必要であればそういう専門家の委員さんたちに入っていただくような形で考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) もう一つは開校に向けた準備っていうのは分かるんですけども、6小学校のうち5つが無くなるわけですね。廃校になるわけですけども、それに伴う弊害だとか、地域の課題だとかいうことは、この中では話されないんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。この統合の準備委員会に関しましては、学校の統合することになりますので、そういった地域のコミュニティー等の件に関しては、中では協議は行わないように考えております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第7号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3　議案第8号鞍手町職員の勤務時間休憩等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)　介護とか育児休暇についての法改正があったとともに伴っての条例改正ですけれども、現在の取得状況というのが分かりますか。その対象者の取得状況。分かれば教えていただきたいし、もしこの場で分からなければ、委員会のときでも提出していただきたいと思いますけれども。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　お答えいたします。まず育児休暇につきましては、育児短時間勤務をとっている職員が2名ほどおります。それから介護休暇につきましては、職員が1日とっている職員は通算ではちょっと分かりかねますが、数名、親御さんの介護のための休暇ということで、介護休暇を申請されている職員はおります。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)　こういう条例で、法律があったとしても、なかなかとりづらいいという状況があって、どこでもやっぱり取得率っていうのが低い状況にあるんですよね。ですから、町の職員の対象者に対する取得率はどのくらいあるのかっていうのは見ていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についてお答えください。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　その取得率等につきましては、今回の法改正におきまして、今後、県あるいは国のほうから取得率を報告を求められるようにはなってきますので、その辺はきちっと集計等はしていきたいと思います。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第8号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第9号鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第9号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第10号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第10号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第11号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第12号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第12号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第13号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第14号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。まず歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の20ページをお開きください。2款 総務費及び3款 民生費について、20ページから27ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。4款 衛生費から10款 教育費について、28ページから33ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。12ページから19ページについて質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 17ページなんですけれども、ふるさと寄附金とありまして、企業版ふるさと寄附金というのがあって、110万上がっております。企業名が分かりましたらお願いいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。今回、3社から合計110万のご寄附を頂いております。まず1社目でございますが、本庁舎の設計や施工に関する技術的支援を行っていただきました阪急コンストラクションマネジメント株式会社より50万円。

次に、本庁舎の設計業務を受注されました株式会社佐藤総合計画より50万円。

次に、東京でございますIT関連会社、株式会社サウスエージェンシーより10万円のご寄附を頂いております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） ふるさと寄附金については、よくどういうものに使ってくれという項目があると思うんですけども、この今回の3社については、何かそういう特別なものがありますか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。まず最後に申し上げました、東京にあるIT関連会社の株式会社サウスエージェンシーにつきましては、安定した雇用の創出と創業支援ということでご寄附を頂いております。申し訳ございません。阪急コンストラクションマネジメント株式会社、株式会社佐藤総合計画につきましの寄附の使用目的につきましては、すいません今情報を持ち合わせておりませんので、改めて事務局を通しましてご回答させていただきます。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第15号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第16号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第16号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第17号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算を議題とします。まず歳出より質疑を受けます。予算に関する説明書の62ページをお開きください。1款 議会費及び2款 総務費について、62ページから127ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 町長が行われた施政方針で、地域運営組織を形成し地域コミュニティを助成と言っておられました。その中に、アンケートに関する予算項目。これがまだ事業化されていないことが理由だと思うんだけど。予算が独立してないので、どの予算に入っているのかが分かりませんので、ちょっとそれをまず教えていただきたいと思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。今回の地域運営組織のアンケートにつきましては、企画制作費の役務費、郵便運搬料のほうに予算を計上させていただいております。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　87ページの役務費の中に含まれているということだと思うんですけど、まずこの施政方針にあった、アンケートの内容、これは町長どのように、今お考えなのか、どういうことが想定されているのか、まずお伺いしたいと思いますが。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　現在、施政方針の中でもお話ししましたように、各自治会、その他の組織率がすごく下がっていると、加入率が下がっているということで、今後、コミュニティづくりをする上で、どういう形がいいのか。そういうことについて細かく内容についてはまだ定めておりませんが、住民の方たちにお尋ねをしたいというふうに考えております。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　今お答えを頂きましたけども、この当初予算で事業化してないことは、来年度はアンケートを行うというのが一つの目的であって、それを回答を分析して再来年度に具体化していくという理解でいいのかっていうのがまず確認したい点ですが、それと今時点で町長が考えていらっしゃる地域の運営組織、コミュニティに関する運営組織っていうのが、非常に現在の区長たちに大きな負担がかかるのではないかなっていうふうに危惧をしています。どういったものが出来上がるかというのはまた、それが見えてこないとそこははっきり言える言えないところだと思いますけども、町長が思い描いている地域のそういった組織っていうのが、どういったものなのか、これをアンケートをやりながら施政方針に上げた以上そういった構想があると思うんだけど、その辺を少しお聞かせ頂ければと思いますがいかがですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　地域運営組織につきましては、総務省からのいろいろと資料もあります。その中で、一般的には小学校単位で組織されている場合が多くあります。そして今回、小学校も廃校になりますので、その地域コミュニティをどうするかというようなことから、今小学校ではPTAがあったり、育成会があったり、パトロールをいただいている方。そういった方たちが1つと同時に、その中には自治会もありますので、自治会も含めた中で話をしていくということにはなるとは思いますが、1番は住民の方たちが地域をどうやって自分たちが守っ

ていこうかというようなことが基本になります。ということですので、必ずしも自治会の区長さんに負担を負わせるということにはならないというふうに考えています。

○的野信之議長　ほかに質疑はありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）　87ページにあります総務管理費の中の小牧地区開発推進事業費というのは上げておられます。これについてどういう開発が見込まれているのか。概要でよろしいですので、お伺いしたいと思います。

○的野信之議長　管財課長。

○石田正樹管財課長　お答えいたします。本事業は提案説明にもありましたように、庁舎東側の小牧西牟田地区に普通財産として大規模な未利用町有地がありますので、町の将来を見据えた当該土地の活用を主体として検討していくことについて、新規事業として計上させていただいております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　今の点についてなんですけれども、町内でいろんな未利用の土地だとか、もう建物のこともそうですけど、これについて検討、どういうふうに活用していくかという検討をしていくというようなことをしていましたけども、土地はちょっと別なのかもしれないんですけども、ただここは突出して西牟田用地を開発するということであれば、何かやっぱり今から基本構想を立てていくんでしょうけど、ある程度のどういうものにしたいとかという考えが町長のほうにあるんじゃないだろうかというふうに思いますけども、その点についてお聞かせください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　未利用地につきましては、面積的にもかなりの面積があります。ここでどういうふうにつていうことを、お話しすべきかどうかというのは今一応ちょっと考えるところがあります。ただ1つ言えるのは鞍手町自体、空き家だとか移住定住だとかの関係もありますけども、鞍手町に行きたいという方たちがあるけれども、土地がないというようなことを最近よく聞くことがありますので、そのことについても解決する必要があるかなということが、今回、この大牧地区の開発についての推進事業として、基本構想を作成しようというふうに考えております。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　今の町長の答弁からすると、何か住宅団地のようなものをつくるのか、町営住宅を建てるのか。ちょっとよく分かりませんが、そういうところなのかなというふうに思いますけども、今回500万の予算がついております。で、業務委託料500万と

いう形になっていますけれども、この中身具体的に500万どういうふうに使われるのか、これについてお答えください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。この500万につきましては、基本構想策定業務委託という形で発注をしていきたいと考えております。具体的には、土地行政、それから開発行為関連のコンサルタント事業者のほうを選考した上で、基本構想、先ほど言いましたように、基本構想の策定業務委託のほうを締結し、令和7度中に土地単体での売却とか、周辺土地を含む開発など、いろいろな手法が考えられますので、令和7年度におきましては、基本構想として町の考え方を整理する期間にさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 例えば住宅の関連で考えるのであれば、町営住宅の問題もあるわけだし、空き家の関連もあると思います。そういうのを総合的に考えて、そこの審議会、審議会というかな、そこの住宅政策をどうするかというところの一部として西牟田用地の開発も考えられるというもので出てくるべきだろうというふうに思うわけですが、全体的な住宅政策考えないとまずいんじゃないだろうかというふうに思いますけども、ここだけ移住してからされるような方に対してのちょっと分かりませんよというのでつくるのか分かりませんが、そこだけ突出してやるというのはどうなのかというふうに思いますけども、町長の考え方をもう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、また施政方針の中でも述べましたように、移住定住に含めた空き家対策のマッチングについても述べさせていただいたとおりです。先ほども言いましたように、これから鞍手町にとって1番重要な施策のうちの1つであろうというふうに考えております。そうした中で、根本的な町全体の住宅政策っていうこと自体はかなり以前にありましたが、それは、もう期限も来ておりますし、新たな住宅政策、町営住宅も含めた住宅政策も必要性は私自身感じておりますが、今そこで、住宅政策はまだ全体的な住宅政策については策定されておられません。今回のこの小牧地区につきましては、先ほど言いましたように、かなりの面積の未利用地がありますので、この地域を含めてどういったものかいいのかを基本構想として策定し考えていくということです。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。星議員。

○3番（星 正彦議員） 関連する質問ですけども、ようやく西牟田用地の開発について、こういう基本構想を策定するということで、500万の予算が計上されています。よく決意さ

れたなというふうに思っています。先ほどから質疑が出されておりますけれども、やはり定住移住に向けて、この住宅政策というのは非常に大事だ。鞍手町にとっては非常に大きな課題ではないかというふうに日頃から思っていました。ようやく着手されたなというふうに思います。1つは西牟田用地の面積ですね。どのくらいあるのか聞かしていただきたいというふうに思いますし、基本構想を令和7年に策定するということですが、基本構想を策定して、それ以降の開発についてどのように考えてあるのか、今先ほど漠然と町長答弁されましたけども、それも1つ計画立てて、やっぱりやる必要があるんじゃないかと。鞍手町にとって非常に大事なこの西牟田用地の開発というふうに思いますので、その点について町長どのようにお考えなのか。もう一度お願いしたいというふうに思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 西牟田用地の面積については後ほど課長のほうから答弁をさせます。基本構想については、今回、一般会計予算が議決頂きました後に、当然ながらいろいろ考えていくということになりますので、今ここでこういうふうにしたいというようなことについては控えさせていただきます。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 未利用町有地の面積につきましてお答えいたします。当該地区には、大きく4つの未利用町有地がございます。西牟田用地A B C Dと呼称しておりますが、西牟田用地Aにつきましては鞍手中学校正門前の用地で約1, 125㎡、西牟田用地B及びCは町道藺焼～小牧線沿いの鞍心館南側の用地で約7, 903㎡。西牟田用地Dは産業道路沿いのセトル鞍手東側の用地で約9, 334㎡、合わせて約1万8, 362㎡の未利用町有地がございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 同じ項目ですが、西牟田用地の開発等々に着手するというのは非常に、先ほどの質疑書も言われたとおり、よく思い立ったなということだと思います。ただ地型がまだはっきり分かりませんので、これ民地との関係もかなり出てくるんじゃないかなというふうに思います。したがってその開発等で生計をしなきゃいけない、例えば民地を切り取ってその中に入れる、または道との土地の交換、こういったものも出てくると思いますので、非常に丁寧に進めていかないと、スムーズにはいかないというふうに思います。したがって、そこら辺を町長どのようにお考えでしょうか。もうちょっと地型が分からないのでね、まずこういう質問をさせていただきます。町長の考えを。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども答弁をさせていただきましたとおり、この基本構想の中で、どのような開発が1番適当であるか、また住民にとって1番利益があるかっていうことも含めて、基本構想の中でうたっていきたいというふうに思っていますので、今ここでどういうふうになるのか、民地との交換だとか、道との関係がどうなるかとかいうようなことについては、総合計画の中でこの予算が議決頂けましたら総合計画の中で考えていくことになるというふうに思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 総合計画、形がどういうふうにするのかっていうことをね、そこをお答え頂いたんだけど、民地周辺地域、そして周辺住民、これとの関係というのはもう当然出てくるのは明らかな、ここを十分丁寧に進めていく、そのお気持ちをまず聞かせてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほどの答弁の中で基本構想のところ、基本計画と答弁しました。総合計画で答弁しました。訂正をしたいと思います。住民の方達との話につきましては、当然ながら田中議員が言われるように、隣接地は民地等にもなりますので、住民の方達、地権者の方達と、当然ながら協議が必要になるというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 83ページの庁舎管理費ですけど、これ旧庁舎の管理費も入っているのか。お答えできるんだったらお答えしてもらいたいと思うんですけど、借地、旧庁舎の借地もどうなっているのか、教えていただけたらと思います。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。旧庁舎にかかる予算、維持管理に係る予算につきましては、財産管理費のほうに計上をいたしております。旧庁舎裏側、東側になりますがの部分、駐車場部分については借地ということは以前からお話を差し上げておりますけれども、その分については、利活用が決まるまではそのまま継続をさせていただきたいということで予算を計上しているところであります。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 今回、これ毎年維持管理費、約7,000万位っていう金額が毎年維持管理費でかかってくる想定しているんでしょうか。お答えください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。令和7年度につきましては、入居してすぐという

こともありますので、多少必要な予算というのが膨れている状況はありますけども、これに近いぐらいの金額が今後続いていくものと想定をしております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） これ町長にお伺いしたいんですけど、大体約7,000万、今物価高騰だっって言われているので、これからいろんなものがどんどん値上がりしていくと思うんですけど、こんだけの管理費を毎年毎年払っていかないといけないっていう、これ町長どう考えていますか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この維持管理費6,820万1,000円につきましては、ここにありますように、需用費として2,150万ほど、役務費として199万円ほど、委託料として3,869万円ほど、また使用料、今回工事の一部あります。また備品の購入もありますし、そういったことで、今後も当然ながら予算はかかっていくであろうというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 81ページ。2款1項5目のところですが、約5,000万ほど、財産管理費として上がっております。この中で旧総合福祉センターの維持管理にかかる年間の費用を教えてくださいませんか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えをいたします。財産管理費の中に旧総合福祉センターが含まれます。これにつきましては、燃料費、光熱水費等を含めまして全体としては1,416万187円が旧総合福祉センターの維持管理にかかる費用でございます。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 同じく、旧南中学校に係る維持管理費も教えてくださいませんか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。旧鞍手南中学校の維持管理につきましては165万円です。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 同じく総務管理費の89ページでございます。18款ですかねのところのですね、一般コミュニティ助成事業補助金。今年度、どこにどんなことが行われるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。令和7年度につきましては、新延新塚区、

購入備品につきましては、エアコン、照明器具、パソコン等となっております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。星議員。

○3番（星正彦議員）　2款1項6目89ページですが、地域おこし協力隊の活動費908万についてです。2名を配置するという予算ですが、1名は令和6年度に配置をされております。それも今年に入って1月の採用というに聞いておりますが、その協力隊員の業務活動、もう2か月しかたっていないわけですが、それをまず教えていただきたいというふうに思います。そして、今回提案されて新たに提案されているのは、1名の増員についてですが、提案説明の中で、地域課題の解決に取り組む隊員であると。このような説明がされました。隊員の方について、どのような方法で採用されるのか。ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。まず前段のご質問に対してお答えいたします。現在、就任しておる地域おこし協力隊につきましては、職員と一緒に移住定住に係る業務を行っていただいております。また、SNSによるまちの魅力発信にも取り組んで頂いております、隊員として任命してInstagramであったり、フェイスブック等々に情報の発信をしていただいております。また、バレーボール選手であったこともあり、ジュニアバレーボールチームの活動にも参加していただいております。以上です。

それから次に、もう1名の増員という部分になりますが、ここにつきましては、町長の施政方針や提案説明にもありましたように、地域課題の解決に取り組んで頂くこととしております。本町におきましては、公共施設の利活用、空き家問題等の地域課題が多く山積しておりますので、行政のみでは解決できない部分を違う目線で見いただくために、今回路線計上をさせていただいております。また募集の方法につきましては、今回の令和6年度と同じくホームページ、それから他の情報発信の部分で周知を引っかけながら公募をしてみたいと考えております。以上です。

○的野信之議長　星議員。

○3番（星正彦議員）　今年採用された1名の方については、移住定住情報発信をしていくと。これについては情報発信ということについては理解できるんですよ。しなきゃならんというふうに思います。しかし、実際に移住定住の情報発信していく、その材料というか、例えば鞍手町に定住すれば、こういう定住施策がありますよ。移住すれば移住する政策はこういう政策がありますよ。いうものがないと、なかなか情報発信していくといっても、それは具体的に鞍手町に移住してこう、あるいは定住しようという人たちの心を動かさないというふうに思うんですよ。したがって、この1名の方について今説明がありましたけど、それはそれでいい

と思うんですが、そういうものを同時に行政として、やっぱ考えていかなければ、大胆な政策を打ち出していかなければ、これは成果につながっていかないというふうに思うんですよね。したがって、この何回も議案質疑のときに、定住移住の問題については質問させていただいておりますけれども、行政のほうでもっともっと大胆に政策を詰めていかなければならないというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えなのかということをもまず1つ。それと、1名の増員についてですが、行政の目線では分からない人という説明がありました。そして採用については公募をかけて、その中から採用していきますとこういう言われましたけども、全く鞍手町には縁などない方、縁のない方、あるいは町の現状分からない人が、鞍手町が抱えている行政課題は何があるかと。これは分からないと思うんです。職員の皆さんたちも、課長もそう、議員もそうかわかんない。今鞍手町にとって何が課題なのか。いうことについて、少しこの町に住んでいる人たちも、なかなか明快に説明できないというふうに思うんですよ。だから、私は心配しているのは増員するのがいいか分かんないけども、補助金があるから増員しますという単にそういう発想で、こういうその1名については新たに増員する1名については、町の課題解決に向けて取り組んでいくという建前はいいですね。建前は良い。しかし実際にこの募集かけてこられた方たちが鞍手町の現状や課題について熟知されているかって、これも2年も3年もかかると思いますよ。そう思いませんか。だから、私はこの増員については、いま1度しっかり検討していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、町長どのようにお考えなのか、町長の考え方も含めて聞かしていただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 質問2点あったと思いますが、増員についてということで、職員にしても議員さんにしても、また住民にしても、鞍手町のことがよく分からない方が来ても、ノウハウも分からないんじゃないかというようなご質問だったというふうに思いますが、私自身は全く保守議員とは考え方が異なっておりまして、全く新しい方だからこそ、鞍手町を見る視点、角度が違いますので、私たちには気がつかないところに気がつくんじゃないかなというふうに思っています。私事で申し訳ありませんが、私も鞍手町に来て35年ほどになりますけど、当時来たときを考えますと住民の方たちと全く違う、例えば、今もうこれから田植が始まりますけど、田植が始まり、そしてまた稲が青々とした稲が黄色く色づきが重ねていくというその四季を感じるこのこと自体が私自身はすごく新鮮に感じておりました。そしてまたよく鞍手町言われるのが、この景色、景観がすばらしいと。町外から来た方は言われます。しかしながら町に住んでいる方であつたりだとか、町に移住して長い方であれば、そういったのは当たり前として感じてしまうっていうことがよくあるというふうに話を聞いています。そういったことか

ら、町外の方に来ていただくっていうことは、やはり新鮮な視点で鞍手町を見ていただけるということで、私たちには気づかない、新たな解決方法も考えていただけるんじゃないかというふうに感じております。そういったことで、今、全国的には、それこそ運動員の方、隊員の方から、町おこし協力隊の隊員の方が約7,700名ぐらい、7,200名ぐらいの方が全国で単位として仕事をしておりますし、3年後には5,400人ぐらいの方が、隊員として仕事した地域または近隣の地域に移住をしているというようなこともデータとして出ております。そういったことから、新たに隊員をお願いして、鞍手町の新たな魅力を発見していただき、鞍手町の課題を解決していただきたいというようなことから、今回もう1名の増員を予算計上させていただいております。そしてまた前段の大胆な施策についても、今までの施策以上にいろいろと今回細かなところではありますが、予算を計上しております。その予算については、課長のほうから答弁をさせます。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。前段の部分、大きな部分で発信をしていくっていうところなんですけれども、12月議会の中で定住促進奨励金交付事業につきまして可決を頂きまして、拡充するというふうな形で進めております。この部分のチラシ等の作成についても、もう少しもっと町をアピールするような中身にするということで、現在、地域おこし協力隊の隊員と一緒にチラシのほうを作成しております。また、地域おこし協力隊は町の中にずっとおるのではなく、町内のほうにいろいろ散策にも出ていっていただいております。まち歩きマップ的なものも作ろうというふうな形で、現在、製作をしているところでございます。そのほか、移住定住促進交付事業の関係で、いろいろ拡充の部分エネルギー環境に優しい住宅施策をした場合については、そこにプラスアルファとかっていうところの予算も今後は出てくるような形になっております。それとその他、危険空き家の解体の部分があるんですけれども、今回定住奨励金の中では、購入した空き家を解体して、新たに住宅を建ててもらう場合についても、そういうふうな解体の補助金の部分についても、拡充するというふうな形で、移住定住に進めていきたいと考えております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　同じ町おこし協力隊のところですが、まず施政方針にもありましたとおり、平成7年1月にね1名の隊員が任命できたと非常に安堵したところがございますが、いきなりその1名の増員ということで、今質疑が行われておりますが、私もその内容につきまして質疑に参加したいと思います。

まず先ほど課長だったかな、説明がありましたけども、現在の隊員の方が行われている活動

内容、これでいろんな情報発信もしていただきながら地域の魅力発信といったことに努めていただいているというふうにおっしゃいました。今後、現在の1名の隊員の方、この方の活動実績、それから活動実績に対しての活動評価、まず僕はねこれをまずきちんとやって、それから次に進むべきだというふうに考えます。先ほど町長がおっしゃったような、町長じゃないかな。課長がおっしゃったような利活用等々も含めて、考えた場合に現在のこの1名の方のそういった発信力で、まずはそのヒントなりをつかめるんじゃないかなというふうにも想定するんだけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。なんかね時期早々のような気がするんですよ。その辺お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 1月に就任していただいて、今の地域おこし協力隊の方はInstagramを見ていただければ分かると思いますが、要するにこの庁舎のことであったりだとか、バレーボールの中にあることであったりだとか、地域のことであったりだとか、しょっちゅうと言っていいぐらいにInstagramを上げていただいております。まだまだ3か月にならない程度ですが、そういった活動をしていただいております。今後については、まず鞍手町の今度は庁舎を出て鞍手町のいろいろな観光につながるようなところだとか、移住につながるようなところだとか、またはどのような病院にしてもそうですし、町全体のことについても、今後、Instagram等を通じて情報発信をしていただこうというふうに思っています。今まで正直、鞍手町としてできていなかった情報発信が、まだまだ3か月もならない方ではありますが、すばらしく情報発信をしていただいております。そういった意味で私は非常にこの地域おこし協力隊員の評価をしております。この3か月を見ただけでも、やはり私自身は地域おこし協力隊くお募集してよかったなというふうに今感じております。時期早尚というような話がありますが、これをまた逃すとまた1年遅れてしまうんですよ。今この世の中の変化についていけないというふうに私自身は思います。特にこの近隣にしても大きくまちづくりが変わってきているっていうところもありますし、日本全体としてもそうですし、この流れを、やはり鞍手町にも掴んでいくということから、私自身は最初の地域おこし協力隊員の3か月の活動を見た上で、やはり今回もう1人隊員を何とか応募に応じていただいて、隊員を私は確保して鞍手町の地域課題解決に向けてですね、取り組んで頂きたいというふうに考えております。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 考え方が違うと言われましたけども、このね、町長がお感じになっている実績等々評価されているっていうふうに今おっしゃいましたけど、その内容が我々議会側には何も伝わってきてないんですよ。まずね。ですからその辺の情報の共有化、この地

域おこし協力隊の活動の実績、もしくは活動の内容等についてもね、何らかの形で報告すべきだったんじゃないかなというふうに指摘しておきますよ。この新しい人を募集するっていうその町長の気持ちは分かりました。じゃどんなスキルを持った方を募集するんですか。募集要項に具体的にどういうふうに載せるんですか。それを教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 募集要項につきましては、先ほど言いましたように、地域課題に向けて解決していただける方でもあります。解決していただける方です。どういう方が応募されてくるか分かりませんが、その応募について、私たちが先行していただくってことです。この、例えばこういう資格を持っているとか、こういうような経歴であるとかっていうようなことをあらかじめこちらのほうで求めてしまうと、応募も少なくなる可能性もありますので、広く応募するためにそういった条件等は今のところは考えておりません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 1人募集するんでしょう。募集に当たってどういったスキルの方を募集するか決めてないっていうんだったら、これ絵に描いた餅ですか。それともただ単に、今、たまたま任命した地域おこし協力隊の方がしっかりと活動していただいているから、また同じような人が来るんじゃないかという希望的観測ですか。そうじゃないでしょう。これ1名追加するって言ったら、募集要項にその部分をきちっとうたい上げてないといけないでしょう。で、施政方針にも出した以上は、どういったスキルの方を募集しますというふうな形で予算化するのが当然じゃないですか。その辺どう考えているんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、例えばっていうことでお話をすれば、会社の経営またはそういった重責を担った経験のある方、または地域の課題解決に向けて、例えばNPO法人で仕事をした、または立ち上げた経験がある方。または、そういった公共施設を今後活用しようということでもありますので、不動産業務に携わった経験がある方とかいうようなことが、恐らくは中心になろうかというふうに思いますが、今回この予算が通りましたら、田中議員からのご指摘もありますので、募集要項についてはどういったスキルを求めるというようなことはうたっていこうというふうに思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 今年の1月から新たに地域おこし協力隊の方がようやく入ってくれるようになった。ただその前のね、私、募集要項見たんですよ携帯で。鞍手町はもう消滅自治体がどうのこうのとか、何かもう誰も来たがらないような募集要項だったんですよ。で、

やっぱり協力隊という形で募集するんだったら、あんまり格式ばって、こういうなんかの元会社の社長とか今町長言われたけど、そんなんじゃないと思うんですよ。もうちょっとこういうこともやってもらいたいな、いろんな選択肢みたいのを与えた中でね。地域課題がどうのこうのとか言うたらもう分からないですよそんな。誰も来ないと思いますよ。近隣にも、複数地域おこし協力隊を入れてある自治体もあると思うんですけども、そういうところはどうか、そういうのも調べる必要もありますし、2名にするなら、この人はこっちこの人はこっちそういう形にするんですか。別々の活動という形にするんですか。それとも協力隊だったら2人にして2人とも協力して、町の魅力発信をやるとか、何かそういう、もう少しねアバウトと言ったら言い方悪いですけども、私は鞍手町に行って何か魅力を発信したいとか、いろいろそういう人をね、いろんな個性のある人を来てもらって、一緒になって活動してもらおうというのが1番いいんじゃないだろうかというふうに思うんですけども。募集要項はね本当以前のような、ちょっと最近変わってあったのは分かりました。変わっているなと思いましたけども、そこはね工夫してもらわないと、また予算はついたはいいいけど、誰も応募がありません。意味がありませんから。その辺もちょっと考えてやってください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 宇田川議員が指摘されましたとおり、前回の募集要項につきましては、非常に反省点が多かったというふうに思います。それで先ほどの質問に対しても、アバウトな形でっていうふうに思っておりましたが、スキルというようなことを強く質問の際に言われたので、例えばとしてお話を、答弁をさせていただいたところです。いずれにしても鞍手町には多くの課題が山積しておりますので、その課題解決に向けて募集をしたいというふうに考えておりますし、今1名の隊員の方がいますので、当然ながら全てを同じことを担っていただくということにはなりません、連携を取りながら2名の隊員で鞍手町のために仕事をしていただければというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 111ページですが、総務費の町税費というのがあります。ここに111ページにいるんですが、今まで見なかったような項目が挙げてあるので、ちょっとお尋ねしたいと思っております。11款、12款、13款あたりですけども、11款の相続財産清算人選任申立て手数料60万円ね。それから委託料としてファイナンシャルプランニング業務委託料55万円で、13款はシステム使用料というのがねそれからインターネット公売システム使用料とありますが、新しく今回こういうのが入ってきた背景といいますかね、事情がちょっと知りたいと思って質問しております。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 まずお答えをいたします。相続財産清算申立て手数料につきましては、現在、滞納となっておる町税の中で、所有者が不明な不動産等がございますので、そういった不動産に対しまして、この申立てを行いまして、相続財産の清算人の選定をした上で、公売等を行いまして財産の処分を行い、町税の収納に努めてまいりたいということを考えております。その下のファイナンシャルプランニング業務委託につきましては、町税の滞納のある方を対象に、ファイナンシャルプランナーの方に個別相談を実施していただき、その具体的な生活の改善策の提案をしていただき、町税の収入を確保していくということに努めてまいりたいというふうに考えております。預貯金の紹介システムの使用につきましては新規ということではないんですけれども、今まで紙ベースで金融機関に照会を行っておったんですけれども、それをしますと、どうしても日数がかかるということで、今現在は預貯金につきましては、システムを利用させていただきまして、迅速な紹介業務を行っておるということであります。インターネット公売システムにつきましては令和6年度から予算化をしていただいておりますけれども、実際、差押え等行いました物件につきましては公売会等で換価手続を行っておることが現状なんですけれども、その分につきましてはインターネットを介しまして、そういった公売を進めていくことによって滞納処分を行っていくというための予算でございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 先ほどに戻ります。地域おこし協力隊の件なんですけど、さっき町長と課長がお答えしていたと思うんですが、今現在やられている方のインスタグラムのフォロワー数を教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 ただいま手元に資料のほう持ち合わせておりませんが、たしか700ぐらいにはいたかと思っております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） SNSでフォロワー数って大事でしょ。今700名っておっしゃっていましたが、僕3,000何ぼいるんですよ。今後、YouTubeとか、そういった配信をされていくのか。それに対して、YouTube自分もやっていますが、撮影だったり、編集だって大変なんですよ。その辺の経費っていうのは、町のほうから負担するのか、その方が実費で払うのか、その辺を教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。現在についてはInstagram、それからフェイスブックのほうで情報発信をさせていただいておりますが、今後については鞍手町の公式YouTubeチャンネルのほうもございますので、その辺も活用はしていきたいと考えております。また、活動費にかかる予算につきましては、今回の活動費の中で見させていただくというふうな形で予算計上させていただいております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員）　今のまちづくりのことにに関してですけどね。町長先ほど周辺のそういうふうな活動をしているところっていうことを言われましたけども、具体的に今西日本新聞の毎週月曜日。ずっと載っていますよね。福津のこのまちづくりの活動は。あんなの見たことあります。西日本新聞の毎週月曜日のまちづくり運動をリーダーとして引っ張っている方が今福津におられるんですよ。だから職員の方もね、福津のそういうふうなまちづくりをやっているところと連絡とったりとか、私はこれ、今先ほどからあっていますけど、急遽もう1人増やさんでもね。そこの方に一遍来てもらってみんなで話を聞くとか、そういうことをしてもらったほうが早いと思うんですよ。だから毎週、今日は新聞休みですからありませんけどね。多分明日はその記事が載ると思いますんでね。それ一遍見てください。もし明日が駄目やった、毎週月曜日載っていますから。まだ皆さんうんうんと言わなくて全然見てないような感じですよ。もちろん西日本新聞取ってなきゃどうしようもないけども。笑い事じゃないですよ1人分のなんだ500万からの金をね、もう1人増やそうとかいうんやから。いいですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　私は記事は毎週見しております。津屋崎の方がまちづくりのことで、しているっていうことは承知をしております。しかしながらその方をお願いするといっても、その方は活動を今言いましたね津屋崎が拠点となって活動されているわけで、講演等を聞くということとはあっても鞍手町に来ていただいて、鞍手町の中で活動していただくということにはやはりならないわけでして、当然ながら、鞍手町の中に生活をして拠点を置いてもらって、そして活動していただくというのが地域おこし協力隊の趣旨でもあります。そういったことで、鞍手に住んで頂く、そして鞍手町のために貢献していただくということで、隊員を応募するということを考えておりますので、その辺ご理解頂きたいと思います。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員）　あえて私が言ったのは、その方を含めて地域活動を活発化させるというんじゃなくて、1回でもね、そこと連絡その方と直接できんかしらんけども、町を通して、ここに来てもらってでもいいけんね。私はあえてね、この職員を職員じゃないんやけ

ども1人呼んで増やすよりも、ここで、この町の今の職員の中でね、できるようなことをね、その方のアイデアっていうか話を一遍聞けばね、分かるだろうということでは、決してその方がね、今町長言ったように7,000人ぐらいおる中でね、5,000人近くはもうその近辺でも生活定住しているとかいうのはそれは分からんでもないけども、そういうことをあえて向こうのもちろん福津は、人がどんどん増えようとこと、こういうふうなもう先々暗くような話ばかりなるけどもね。そういうところは条件は全く違うけども、そういうところアイデアを聞くとかそういう意味合いで言っているわけですね。だからもう決してここにずっとおれとかここに根づいて活動してくれ、もうそれその方はそういう人ですから、もうあちこちやられているかどうか分かりませんが、簡単にはできないですよ忙しい方だと思いますのでね、そういう意味合いですからね。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 もちろん、その方からですね、いろいろとお話を聞くということは、私自身も、今ご指摘がありましたので考えていこうというふうに思いますが、地域おこし協力隊っていうのは、地域に住んで頂いて、地域のある意味で、核になってその町を、まちづくりの中心となっていて活動していただくというのが、地域おこし協力隊の本質的なところなんです。したがって、先ほども言いましたように、そこに隊員として来ていただいた方も多くはそこに居住しているわけなんですよね。そして、先ほどの質問もあって答弁をさせていただきましたが、新たな視点でまちづくりを担ってもら、または活動してもら要するに今までと違った風を吹かしてもら。その地域のものを地域のものっていうか、地域の新たな地域おこしといいますか、ものの核になっていただくということです。それが地域おこし協力隊として、そこに生活をし、そしてまた3年の単位生活が終わった後も、引き続き地域のために協力をしていただき、そしてまたまちおこしに携わっていただくというのが地域おこし隊の本質的な考え方でもありますので、先ほども質問がありましたが、津屋崎の方に来ていただいて講演なり今いろいろとアドバイスをしていただくということは、今後考えていこうというふうに思いますが、本質的なところでは違うということで、地域おこし協力隊のもう1人の増員も私は必要だというふうに考えています。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番(栗田美和議員) 何か町長絶対言い出したら自分の筋を通そうとするのかな、昔から知っとるんやけどもそういう方であるというのは、私もそれはあなたと長い間つき合っていますからね。私もあえてこうどうのこうの言いませんけども、私が言うのはね、この何百万という金をあえて出す2人目をね、4月から募集してということに言われていますけどもそ

れじゃなくて、それじゃなくてですね、せっかくならこういう近くにこういう方、リーダーとなるような人がおるんだから、今さっき言ったように我が私はどっちみちね、もうここは疲弊しとるからということで、あえてこういうふうな地域活動協力隊を設置していこうというそれは分かるんですけども、職員とかね、そういう方たちにね、そういう意識を持てるような、改めてご縁っていうか1回でも2回でもその方たちを呼んででもいいから、話を聞いてやれば要らん金を使わんでもいいですよ。あえて何百万という、1回か2回もらうと何十万って金かかるかもしれませんがね。そういうところを言っているわけだって町長のいいよる地域おこし協力隊の本質的なところとかそういう話じゃないんでそれは分かっていますよ。そんなこと言ったら町長の話はもうそういう頑なにも言い出したらこれっていうもう肩書、もうそういう本当ですよ。町長何か「ん」というけども、私は昔から知つとるからそういう頑固なところがあるそれもいいところやけども、そういうところを考えてやっていったらもっと柔軟にやるべきだと私は思っています。さっき改めて、西日本新聞のそういう町長呼んでであると言われましてけどもね。そういうところがあると思うんですよ。だからあえて費用だけの話で、もういいですよ。答えはいいですからもういいですよあなたのことは。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 ここは議案質疑でもありますので、質問に対して答弁をさせていただきます。栗田議員のおっしゃることも、先ほど答弁したとおり、今後、いろいろとお願いをすることもあると思います。先ほども言いましたように、私自身、鞍手町にとって地域おこし協力隊の方が必要だというふうに思っているんで、ここに予算を計上させていただいております。その必要性については先ほども何度も言いましたように、要するに新しい風を吹かしていただくためには、新たな要するに鞍手町以外の方から鞍手町以外の方に来ていただいて、鞍手町の課題を解決していただくために私は必要だというふうに考えております。そしてまた、地域おこし協力隊が来て、先進的なところっていうのももう全国各地にあります。それで町が変わったっていうところもあるんですよ。そういったことで、それが今ここにおける職員に求めるっていうこと自体も、もちろん職員は当然ながら町のために、今も尽くしていただいていますし、町を何とか今までとは違ったことで、いろんな仕事をしていただいておりますが、とは別に繰り返しになりますけど、新たな方を呼ぶことによって、鞍手町の本当に新しい風を吹いて、町自体にそれを呼び込もうということが地域おこし協力隊の趣旨なんです。そのところを、本当にもう少しご理解を頂いて、この予算必要な予算でもありますので、その辺をご理解頂きたいというふうに思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 95ページのところなんですけれども、私、何回かこれ質問今までしてきたんですけれども、10節ですかね、委託料とか12節あります。鞍手駅関連施設管理費というところがあるんですね。今までも委託料が高くて収入が少ないということで非常に気になっておりました。今回も見ましたらば、赤字がさらに増えておりますよね。委託料は584万7,000円になっておりますね。これ23ページの歳入等が出てくるんですけど、その駐車場上の使用料は343万9,000円なんです。赤字が出ておまして、昨年の赤字はね210万だったんですけど、今年は30万ほど増えて240万の赤字になっております。もともと赤字なのにだんだんそれが増えているっていうことでね、気になっているんです。といいますのも、また去年、鞍手町の在住の方から、自分たちは応募したかったから、応募したけども、相手にされなかったっていう手紙、郵便物が送り付けられたこともありました。だからやっぱりこういう200万とか、そういう赤字が増えるようだったら、ちょっとやっぱり委託先を検討してみてもいいのではないかなと思っておりますが、それについてはどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。駅の指定管理につきましては、昨年度、募集のほうを行いまして、今、JRレンタカーアンドパーキングが指定管理として、管理を行ってもっております。昨年指定管理の応募しましたところ、2社の方から募集のほうがあったんですが、指定管理料のお金についてはどちらも、やはりこの金額ぐらいでの、やはり指定の管理料がかかるということで今はやはり人件費、燃料費等も上がっておりますので、そちらのほうで、どうしてもこれぐらいの金額はかかってくるという形になっております。今西藤議員がおっしゃいましたように、昨年度から収入と支出の差が開いてきているという現状なんです。理由といたしましては日に停めてある、300円で停める駐車場は、コロナ明け以来だんだん数字のほうは戻ってきておるんですが、月極ですね、月極の利用者の方が減っているという形の現状がございます。その理由で、収入支出の差がちょっと今回、開いているような形でございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 先ほどのところに戻ります。これ3回しか質問できないんですけどさっき僕2回しか質問してないので残り1回、地域おこし協力隊のことで質問させていただきます。皆さんのSNSってよく言われるんですけど、SNSって1番フォロワーが大事なんですね。うん。SNSをやればいいっていう問題じゃなくて、発信力がある方っていうのは皆さんフォローがすごいですよね。YouTubeだったりインスタグラムだったり、フェ

イスブックだったりとかツイッターだったりとか。この次募集される要綱の中に、インスタグラムで言ったら、フォロワー数が1万人以上いないと駄目とか、そういった条件というのをつけて、SNSで発信していくのであれば、もう1番はやっぱフォロワー数なんですよ。だからそれだったらもう1万人以上のフォロワーいらっしゃる方とかそういった条件をつけて募集ってかけられないんですか、そういったことって考えてらっしゃいますか。フォロワー数が1番大事なんですSNSは。やればいいのかっていう問題じゃないんで。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 募集要項にフォロワー数1万人以上ということがかけられるかどうかということでもあり、というご質問ですが。今度の地域おこし協力隊員は、そういった情報発信のお願いはしますが、情報発信のみをお願いするわけでもありません。先ほどスキルの話もありましたが、地域課題をどうやって解決していくかっていうことを1番に考えております。そういったことからですね、フォロワー数1万人というようなことで制限をかけること自体が良いことかどうかということもありますので、今後募集をする際には、今日いろいろなご質問を頂いたことも含めて考えた上で応募していこうというふうに考えています。公募していこうと考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 103ページの防犯灯の管理費についてなんですけれど、需用費の中に、光熱水費と修繕料というのがありまして、240万ですかね。そういうふうに上げてあるんですけど、光熱水費の使途ですね、どこにどういうふうなところに支出するのか、お尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。この防犯灯費の光熱水費につきましては、町が設置しております防犯灯の電気料という形で支出をしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 実は私居住しております小牧というところに居住しておりますが、そこの方からちょっといろいろ聞かれまして、ぜひ町の意向を聞いてほしいと言われたので今日は質問しているんですけど。小牧の中にも新しく入ってこられた方の住宅が建ち並んでおりましたね。その地域の方たちはもう組に入られない。そしてだからこの防犯灯のお金が払えない状況があるので、みんなで手分けして、1軒1軒前もっていついつ行きますということ言って、そして訪問しましてね、払ってくださいというけれども、なかなか払ってもらえなくて、中にはね何払う義務はないとかね、何ていうか、そんなに来るのかとか言われる

方もあって、したがって区費からね。みんなもう自分たちが負担しているのにさらにそういう人の分を払わなきゃいけない状況があると。これをについて町はどういうふうに考えているのか、聞いてきてくれって言われましたんでちょっと質問しておりますが。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　今の議員のご質問につきましては、先ほど言いました光熱水費は、町が設置している防犯灯のみの光熱水費になります。地域の中での防犯灯につきましては各区で、例えば区費の中で集められている。それから区に入っていない方につきましても、区の中で集金を行われているというふうにお聞きしておりますので、その辺は小牧区の状況に応じて、どういうふうな形で徴収するかっていうのをご検討頂ければなというふうには考えております。以上です。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤典子議員）　今ご答弁にありました、町がつくった設置したものと、地域が設置したものとあるということで、地域が設置したものについては、地域でということなんですけど、その違いといいますかね。防犯灯を電柱に取付けたりするんでそこにも何か防犯灯の設置補助金としてね、1基につき1万円ということで30基分予算に上げてあるということなんですけれど、結局その違い、区で設置したものか。町が設置したものかっていうのは、ちゃんとその設置の段階で何か帳簿か何かあって決まっているんですかね。そこら辺がちょっと分からないんですけど。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。まず町が設置したものにつきましては、通学路を基本に設置をしております。それから、負担金補助及び交付金でつけておる部分につきましては、地域の防犯灯の電球替えとか、新規に設置する場合の補助金となっております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　111ページ。先ほどの相続財産清算人の選任申立て手数料なんですけど、先ほどの説明でいくと滞納者がおって、その方の不動産を売却する。整理するための清算人を募集申請するというふうにお答え頂きましたけども、確かにその相続、前は相続財産管理人っていう形でやられていたんだけど、これがたしか23年だったかな、2023年の4月ぐらいにたしかこの民法が改正されて、相続財産清算人それから、相続財産管理っていう2つに分かれたと思うんですよね。相続財産の清算人を申請する場合にね、これ経費からいくと、申立て時に、これ恐らく印紙が800円程度ですよ。それから申立て手数料が5,000

0円程度ですよ。額からいくと何件あるんですかっていう形になるんだけど、これ何件ぐらいあるんですか。今数字持っていらっしやらなかったら、特別委員会のおきにお伺いしますので、資料等を用意してほしいんだけど。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。確かに申立て手数料及び官報に載せますので手数料等につきましては、少額の金額になろうかとは思いますが、別に、裁判所に対して預託金という形でお金を一旦お預けすることを想定しておりますので、その金額は60万ということで想定をしております。件数としては、一応1件で。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 特別財産清算人っていうのは、これ最終的に不動産の処分とかいろんなことが想定されて、特別相続人がいるかいらないとか、法的なことがいろいろ絡んできますので、よく選任されるのはこれ弁護士ですよ。または行政書士等が選任されるというケースが非常に多いというふうに認識していますけども、預託金じゃなくて預納金ね。そういった清算人の方の手数料なり給料なりがその預納金から払われていくという形での預納金が請求されるんだっていう予納とかなきゃいけないんで、1件だけでも、この金額を想定していると。60万という算出の基礎っていうのはどういう基礎があるんですか。これ、ちょっとそこを教えてください。何で60万で想定したのか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。今詳細な、こちらのほうに資料を持ち合わせておりませんので、特別委員会の際に、ご説明させていただきたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 先ほどの質疑がありましたファイナンシャルプランニングの業務委託料。これ滞納者の方に対して、ファイナンシャルプランナーが、その方の資産等から、その資産運営や、そういった目的を達するための計画のプランをつくっていくっていうのが、これがファイナンシャルプランナーの仕事で、ファイナンシャルプランニングっていうのは、1人の個人またはその家庭全体の資産の運用とかそういったものを、それぞれの生活の中のイベント例えば、子供の入学だ、就職だ、成人だって言ったときのために、これだけの資金が要るからっていうことで、資金計画をつくっていくっていうのが、ファイナンシャルプランニングだというふうに理解しているんだけど。これ滞納者の人が対象として、このファイナンシャルプランニング委託料、これどういうふうに使うんですか。その方が全部さらけ出さないとこれプランニングできないと思うんだけど。その辺は、これ何か法的な根拠か何かあるんですか。

そういう情報がとれるという。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。まず滞納者の方に対しましては、町の職員のほうが面談等を行いながら、その状況等を把握していくものなのですが、その話の中で、どうしてもその専門的な、どうしても収入に対しての生活の支出であったり、あるいは税の事業の申告の状況であったり、そういった状況の中で専門的な話が必要だというふうに税務担当者のほうが判断した場合につきましては、納税相談の中で、その方にこういったプランニングを受けていただくということで、事前にその方につきましては、そういった収入支出の資料を出していただいて、それで相談をプランニングさんのほうに相談をしていただきながら、生活の収入支出の中の改善案を提示していただいて、そういった方につきましては滞納がずっと続くような慢性化したような滞納の状況にある方が対象となってくるかと思うんですけれども、そういった方につきましては、生活を見直していただきながら、滞納の解消につなげていくということを考えております。以上でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 大体把握できました。確認しますけど、滞納者の方と職員の方が面接して滞納を解消しようというその話合いの中で、滞納者の方が自分の収入と支出の関係、バランス、そういったものを今後の展開を変えたいと。そしてこの滞納を解消していきたいということを了承して理解した中で、ファイナンシャルプランナーに計画をつくっていただくように進めるという業務がまず出て、そしてファイナンシャルプランナーにその方を紹介するかもしれないが町が契約していて、その方と滞納者が話合いをしながら、自分が持っている資産全てを出して、ファイナンシャルプランニングをしていくとそういうことですか。滞納者が理解した上でやっていく、町が強制的に行うんじゃない。ここだけ教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。まず滞納されている方につきましては、当然個別で相談等はさせて頂いております。その中で、税務としましては町税の収納をするという目的の中で、当然滞納処分等を行っていくことになってくるんですけれども、その滞納処分に至る前に、こういった相談によってそれが解消できるものであれば、そちらの方法をとらせていただきながら、その状況を確認、当然プランニングにつきましては、強制的に受けさせるものではないので。ただ税の収納に関しましては本人様の許可等は必要なく、当然滞納処分できるものにつきましては随時調査の上滞納処分を行っていておりますので、滞納処分を行わずに、生活内容改善をすることによって納税につなげることができる案件につきましては

は、滞納者の方の話を聞きながら、当然その了解を頂いた上で、プランニングを受けていただくということで考えております。以上でございます。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）　13番。また元に戻りますけど、地域おこし協力隊の関係ですが。令和6年度は会計任用職員として計上されておりました。今回、委託料と活動費約880万。去年の当初予算では約200万。4倍近く2人合わせても2倍で済むところを、2倍近くの1人当たりの委託料、活動費を組んであります。職員であれば200万。委託料活動費で440万か。そういうその賃金を上げるためにこういう計上の仕方をしたんですか。町長お答えください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　ご質問のとおり令和6年度はですね、会計年度職員ということで募集を行いました。先ほど宇田川議員からも指摘がありましたように、これではなかなかやっぱりこんよというような1つの大きな要因として、やはり報酬が少ないというようなこともあったというふうに考えております。そういった中で地域おこし協力隊には業務委託するということができます。業務委託することによってですね、報酬は国のほうから320万までは350万まで国のほうからの交付があるということでしたので、より魅力ある応募募集を行うために、業務委託するということで、今回計上しています。

○的野信之議長　篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）　業務委託ということは、職員じゃないということですよ。ただ職員でないということは、役場の中で活動をしないうですか。それと保険に関しましては会計任用職員では共済に入っていましたけど、保険に関しましては国民健康保険かなんかに入って委託料の中から支払うと個人が支払うということではないんですかね。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。まず、委託の関係になりますけれども、これまでは会計年度でしたので、業務は役場庁舎内それから地域のほうに出ていくということでしたけれども、今回については業務委託ということで行っていきます。ただ月に何度かは役場のほうにおいで頂きまして、情報共有をしながら、今どのくらいの進捗状況であるとか、報告書を提出していただくというふうな形で、今後についても町のほうには出向いていただいてやっていくというふうには考えております。それから健康保険につきましては、ご自分で国民健康保険に加入していただくというふうな形になります。以上です。

○的野信之議長　篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員） 個人ということですので、機器等はどのように考えてあるんですか。パソコンなんかは個人所有になるのかどうか。役場から貸与するのかどうか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今回につきましては業務委託料。ここの部分で大体、報償費、ここが人件費のような部分になります。それと別に負担金補助及び交付金ということで、活動費補助金のほうを計上させていただいております。必要な備品等については、こちらのほうで購入をしていただいて、町のほうに申請していただくというふうな形になります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 111ページに戻ります。ファイナンシャルプランニング業務委託料。町税の滞納者対象ということですが、人数を教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 この委託料の予算を想定している人数といいますか、一応5時間、プランナーさんのほうに来ていただいて、年間に5時間の4回、それとあとZoom等で面談をしていただくということで、1時間の面談を5回、この予算で計上させていただいております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 103ページ。2款1項10目の危険空き家対策事業費ですが、昨年も250万円だったと思います。申込みの件数を教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今回の予算計上については5件分を予定しております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 言葉が足りず申し訳ないです。昨年の申込み件数を教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 令和6年度でよろしいでしょうか。令和6年度につきましては7件という形で、当初予算では5件を計上させていただき、補正対応ということで2件を追加させていただきました。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） この予算は多分家を壊す方にとってはすごくありがたい予算だと

思うんですが、この文字のとおり危険な空き家なんですよ。ということは今現在住んでない。ってということなんで、例えばもう今までお父さんお母さんが住んでいたけど、もうちょっとご高齢になって、何かしらの理由で家を出た。それから数年たったから危険なんだと思うんですね。ってということは、それのお子さんだったり壊すっていうふうな検討に入ったりとか、あとはまたは貸出していて、貸出していた土地の持ち主が壊すとかいうふうになると思うんですが、恐らく7件分で予算が足りてないってということは、満額の50万円皆様が求められたことになると思うんですが、恐らく物価高でかなり上がっていると思います。こういうふうな予算を今回足りなかったのに、上げなかった理由ってというのは何かあるんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今回、当初予算として5件を上げております。令和6年度もやはり5件ということで、最終的には7件の空き家があったわけですけども、今のところ事前に相談がない状況ですので、昨年と同じ5件で計上しております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。3款 民生費及び4款 衛生費について126ページから199ページまで質疑ありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 155ページの子どもの居場所づくり事業費なんですが、これの内容を教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。子どもの未来戦略方針に基づき、地域のこどもたちへの支援体制を強化することを目的に、地域子こどもの生活支援強化事業が国庫補助事業として実施されており、その補助事業を利用した事業となります。具体的には、こども食堂など、子どもに食事を提供、また学習機会、遊び場所を提供し、あわせて地域の人々との交流する場を提供する活動や、文具などの子ども用品の提供を行う活動などを行っている団体に対して1回当たり、また参加予定人数等により一定額の補助を行う事業となっております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) この予算。非常にすばらしいなと思っています。こども食堂って1箇所じゃなくて何か所かやられていると思うんですけど、その1箇所に対して、この予

算をつけるのか、何ヶ所かに分配して、この予算を振り分けるのかその辺教えていただきたいです。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。補助についてですけれども、まず事業開設拡充費補助金として、事業初年度に1団体当たり一定額の補助。その後は5年ごとに継続費として一定額の補助を行います。また、運営費補助金として、子ども食堂などの食事の提供、学習支援、生活支援等を実施した場合、1回当たり一定額の補助を行います。また、1回当たりの参加人数が100名を超える場合は、人数加算を行う予定です。事業収入を差し引いた事業開催費用と比較して補助額に達しない場合は、事業開催費用となります。具体的な補助金額については現在検討中ですが、1団体当たり50万円程度を補助と考えて3事業所を計画しております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 今いろんな地域鞍手町以外にも、こども食堂ってすごい増えています。いろんなところに自分もこども食堂顔を出させていただいています。今後、鞍手町でこども食堂、また新たにやりたいって形が出てきた場合に、その場合は今後、この予算は増えていくんでしょうか。その辺、どう考えてらっしゃるのか、お聞かせください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。事業の補助要綱に該当する場合は今後新たにしたい場合も該当といたしたいと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12（西藤典子議員） 181ページの予防費。法定予防接種費として、かなりの金額が上がっております。これ恐らく带状疱疹のワクチン接種のことではないかと思うんですが、いつからいつまで接種するのか、対象者はどういう人たちなのか、それから自己負担額は幾らなのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。带状疱疹ワクチンにつきましては、令和7年度4月より開始されます。令和7年度から11年度については、移行期間として、65歳から100歳までの5歳刻みの方を対象に、また7年度については100歳以上の方も対象となります。自己負担額については現在、直方鞍手医師会と委託料調整中ですが、組替えワクチンについては、6,500円程度。生ワクチンについては2,500円程度となる予定となっております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。新谷議員。

○6番（新谷留晴議員）　167ページです。3款3項行旅死病人扶助費と20万7,000円ほど上がっていますが、この内容をお願いいたします。

○的野信之議長　福祉人權課長。

○田鶴原竜二福祉人權課長　お答えいたします。行旅死病人扶助費についてでございますが、勾留中などにおいて死亡した身元不明者のもので、葬斎を行う者がいないときに行旅死病人及び行旅死病人取扱法により、死亡地の市町村長が葬斎を行う必要があるために、その必要を行うものでございます。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。星議員。

○3番（星正彦議員）　3款1項1目。131ページですが、社会福祉協議会の補助金についてお尋ねをいたします。この社会福祉協議会の補助金、直近5年間の推移をこの場で分かれば教えていただきたいというふうに思います。分からなければ、予算特別委員会までに資料を提出していただければというふうに思いますが、いかがですか。

○的野信之議長　福祉人權課長。

○田鶴原竜二福祉人權課長　今手持ち資料ございませんので、特別委員会までに過去5年間の資料を提出したいと思います。以上です。

○的野信之議長　星議員。

○3番（星正彦議員）　次に、この補助金についてですが、令和6年8月に厚生労働省のほうから、社会福祉協議会の人員の体制を強化すると。そのために中央交付税交付金を増額するという通知が来ているというふうに思いますが、令和7年度の社会福祉協議会の補助金、厚労省の意が反映されているかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　お答えいたします。今星議員がおっしゃる部分につきましては、厚労省 社会援護局 地域福祉課のほうから、令和6年8月14日付けの通知で、福祉活動指導員及び福祉活動専門員に係る財源確保についてという文書が発出されております。その中で地方交付税算定基礎単価につきまして、福祉活動指導員設置事業につきましては、令和5年度2,136万円が、令和6年度から2,706万2,000円。福祉活動専門員の設置事業費につきましては、687万円から964万円に、活動費の基礎単価につきましては上げられております。本町におきましては、これが人口10万人当たりの試算という形になっておりますので、本町におきましては、人口が1万5,080人程度ということでございますので、この福祉活動専門員の交付税算定の単価964万円に対しまして、本町に来ているのは、163万3,0

00円ほどというふうに見込んでおります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 155ページの3款2項2目の保育園のところでは、正規職員の
人件費が前年に比べかなり増額されています。これは今多分0歳児が増加しているの
でこうい
うふう
に人件費が増加したのかなと思っていますが、その辺いかがでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。こちらの増額につきましては、1人単価の
賃金単価の上昇によるものが大きな原因と考えられます。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 古月保育所の令和7年度の見込み人数、分かれば教えていただき
ますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 まだ入所受付中ですが、今のところ全員で107名の希
望者があっております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 先ほどちょっとお話ししたんですけど、0歳児が増えるってこと
は先生の人数も増えるってことだと思うんですが、先生の人数というのは十分確保のほうはで
きているのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。現在のところ、会計年度職員と正規職員合
わせまして、4月からの体制には問題ないようになっております。以上です。

○的野信之議長 ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時再開いたします。以上
です。

—— 休憩 11時59分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 12時58分 ——

休憩前に引き続き会議を開きます。3款 民生費及び4款 衛生費について引き続き質疑あり

ませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 193ページの負担金。補助及び交付金のところでございますが、健康こども課の健康増進係から新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付金給付費として104万入っております。どんな内容なのでしょうか。それから何人の方が関わっていらっしゃるかお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。令和6年度補正予算で計上させていただきましたが、新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害を受けられた方への医療手当、医療費の給付事業となります。現在対象者の方1名いらっしゃいます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 191ページ。4款1項6目のところの妊婦のための支援給付金のところですが、今まで町が取り組んでいたものとどう違うのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。妊婦のための支援給付費は、令和7年度から実施される事業で、妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括支援、相談支援事業と組合せて妊婦等の身体的精神的ケア及び経済的支援を実施する内容となっています。具体的にはまず妊婦であることを認定後に5万円、その後、妊娠している子どもの数を届出た後に妊娠している子供の数1人につき5万円を支給します。今まではその前段にある出産子育て応援給付金給付事業というのが予算事業でありましたが、それが制度化されて給付金となっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 先ほどこちよと質問ありましたが、131ページの社会福祉、社協への補助金なんですけれども、予算特別委員会のほうで補助金の推移を資料出してくれという質問がありましたけれども、昨年の予算を分かっていると思うんですけれども、その場で昨年度に比べて減っていると思いますが、その額とその理由を教えてください。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長 お答えします。令和6年度の対比といたしましては、令和6年度が3,464万3,000円で、令和7年といたしましては、2,863万4,000円となっており、差額は600万9,000円の減となっております。主な減額の要因としましては、職員1名減によるものと思われます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 昨年私このことについて一般質問させてもらいましたが、現在の鞍手町の社協の人員については、少ないとほかのところに比べても、そういうことで強化しないかとするべきではという質問させてもらったと思うんですが、今回1減でそのまま補助金を下げて、社協自体が弱体化していくんじゃないだろうか。何でその1名分補充しないのか、その分の予算を、補助金として予算つけないのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 社協の予算につきましては、宇田川議員から質問がありました。それ以前にも社協にテコ入れをしようということで、事務局長及び次長について、町からも職員を派遣して、事務局部分については、要するに町のほうで人員を派遣し増やして、5名体制でというふうに考えておりましたが、社協のほうからですね、職員2名については必要ないと拒否するということがありました。3名ですということでもありましたので、そのまま予算としては3名で計上しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 職員の派遣は必要ないということでしょうか。それで事足りることだったんでしょうか。社協独自で人員を確保するとかという方向じゃないでもなかったんですか。その点についても分かれば教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当然ながら社協に対しては、町が補助金を出している立場でもありますので、人員については、直接、町の補助に影響することでもあります。そういったことから、人員の増強、またについては、町と協議が必要であろうというふうには考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） また特別委員会の中で、議論したいと思いますが。

次に195ページ。地域脱炭素移行再エネ推進補助金とありますが、1,100万ほどあります。これは、古月保育所に太陽光パネル設置するということだったと思うんですけども、全額国の補助金のようになっているのかなと思いますけども、その点について、どうなのかというのを教えてください。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。この補助事業につきましては、国が公募した脱炭素先行地域に北九州都市圏域で選定され、先行地域を財政支援するための地域脱炭素移行再エネ推進交付金を100%財源としております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 太陽光パネルで発電した電気というのはどういうふうに古月保育所で使われるのか、それとも売電していくのか。どういう形になっていくんでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。この補助事業は、町の公共施設である古月保育所に太陽光発電設備を設置し、維持管理を行いながら発電した電力を提供する事業者に対して補助を行います。この補助事業の後のスキームとしまして、町の設置事業者は、電力販売契約を締結し、事業者は設備の運用・保守を行いながら、設置した設備で発電した電力を町に提供いたします。町は使用した分の電気代を事業者にお支払いいたします。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 脱炭素化ということで宣言をなさって、公共施設にできるだけ太陽光パネルつけてという考えをお持ちなのかなとは思いますが、まずはそこからだろうと思いますけど、今後そういうことが見込まれる、どこかにつけようとかいう考えはあるのかどうか。計画も含め。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今、宇田川議員が言われましたとおり、一時的には公共施設に太陽光パネルを設置したいというふうに考えておりますが、脱炭素の観点からいきますと、CO<sub>2</sub>を排出しているのは事業者が1番多くあります。ですから同事業者の方たちに、このCO<sub>2</sub>削減について、ご理解を頂き、脱炭素化に向けて取り組んで頂くかということのほうが、むしろ重要なというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 155ページの家庭支援事業費の委託料で、子育て世帯訪問支援事業委託料とありますけれども、内容を教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。こちらは幼対協の対象者等で、子育てに支援が必要な方に、該当する方に訪問事業を提供する事業となります。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 子どもの対象年齢というのは何歳から何歳までか。決まっていますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 対象年齢は特に定めはなく、保護者に監護させるということが不適用等と認められる児童の保護者及びそれに該当する恐れのある保護者となっております。



以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　183ページ。環境衛生総務費のとこなんですが、よろしいでしょうか。飼い主のいない猫の関係。予算が今回計上されております。概要書等で、あとほかの施政方針等々にも同じような文章が出ておりますが、糞尿被害等いわゆる野良猫の数をこれ以上増やさないようにしていこうということな趣旨だと思います。まず予算化された金額というのが、どれぐらいの数を想定していらっしゃるのか。これ恐らく補助金どういうふうに計算されたか分からないんだけど、雄と雌等で金額が倍ぐらい違うんですけど、どのような計算基礎でこの数字をつくり上げたのか教えてください。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長　お答えいたします。雌が1頭につき1万円。雄が1頭につき5,000円の補助金額としております。雌が1万円の15頭。雄が5,000円の10頭の合わせて25頭を想定しております。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　現在、この制度があるかどうか確認してないんであれなんです、県のほうにも同じような事業が過去あったと思うんですが、それとの兼ね合いはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長　お答えいたします。福岡県獣医師会のほうが「あすなろ猫」という事業を行っておりまして、これについては雄が5,500円。雌が1万1,000円となっております。また、公益財団法人どうぶつ基金が「さくらねこ」という事業を行っているんですが、これは無料になっていますが、この事業を行ったことを事業を実施した方がSNS等で広報をするということが条件となっております。この事業につきましては、先ほど、こちらが申しました事業とは併用はできないこととしております。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　当初予算の概要等にある、快適な生活環境の保持という表現がなされておりますが、これはどっちを指しているの。人間それとも猫。去勢して放したって、これ恐らく糞尿被害のことを言っているんだと思うんだけど。去勢して放しても糞尿しますよ。何も環境改善にはならないと。ただ将来的に、増やさないってことは理解できるけど、これはどっちを指しているのか、まずそこを確認しておきたいんだけど、細かなことについてはまた特別委員会等で聞きますけど、この表現自身というのが、どういうつもりでつくっているのか

を町長確認したいんですけど。町長答えてもらえるかな。町長の考えを聞きたいんです。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 1つは田中議員がご指摘のとおり、糞尿被害について減らそうということがあります。これは地域猫という形で、今餌をやっている方たちが、要するに猫のトイレについても、地域でしつけをしていただきたいというようなことで、地域猫の育成っていうことにつながる事業になります。そういったことから、当然ながら猫がテリトリーとしていろいろ動いているところについての、地域の環境についても良くなるということと同時に、猫についても、やはりそういったトイレの場所がなるべく確定することによって、お世話する方からすればかわいがっていただけるっていうことも考えられますので、どちらについても、快適な環境ということになろうかと思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。5款 労働費から7款 商工費について、200ページから221ページまで質疑ありませんか。新谷議員。

○6番(新谷留晴議員) 205ページ。6款1項。水田農業担い手機械導入支援事業費で、3,500万なにがし上がっていますけれども、この機械の内容というのはどういったものでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。この水田農業担い手機械導入支援事業につきましては、県の単独事業となっております。申請者は認定農業者であって、水田も一定以上の面積を保有する方に限定されてきますが、水田農業機械を購入いたします。先ほど申し上げました認定農業者に対する機械購入支援の補助ということになっております。補助率は、県が3分の1、全体の33%、町の負担が6分の1、全体の17%というふうになっております。なお農家さんの自己負担は50%というふうになっております。令和7年度につきましては、7件の申請を頂いております。それに係る経費、補助額といたしまして、総額で3,598万7,000円を計上しておりますが、このうち、県の補助金が2,398万8,000円。町の負担が1,199万9,000円というふうになっております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 219ページ。直方・鞍手工業用地造成事業費なんですけど、

これ以前一般質問させてもらったんですが、県が国に要望を出してその当時、県知事もニュースにも出ていたんですが、データセンターを要望、県が国に上げたと思うんですけど、今ここ現状どんな感じになっているんでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えいたします。この直方・鞍手工業用地造成工事につきましては、令和6年度で全体の伐木工事のほうが終了しております。令和7年度以降、1年をかけて、今から造成工事が始まります。工事竣工は令和8年3月末を目標に今、計画が進められております。進出される企業につきましては、メディアを通じまして服部県知事のほうから、データセンターをとのお話を頂いておりますが、今年に入りまして企業立地課のほうにご挨拶に行ったときには、まだお話しできる状況にはないということで、お話しできる状況になりましたら、鞍手町のほうにお伺いしご説明をいたしますっていうお話を今、現在頂いております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 当初予算の概要の中に、令和8年度中の分譲開始を予定していますというふうにも書いてあるんですけども、分譲されて会社、何が来るか分かりませんけども、その収入。所得税というか、法人税というか、それは直方市と鞍手町の話合いはもされたんでしょうか。どのくらいの割合とか、どっちに本社っていうかね、それを置くとか。それによって変わってくると思うんですけども、その点についてはどういうふうな。話も決まったんでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えいたします。その件につきましては、直方市のほうには、一応歩み寄りといいますか、お話の場を設けていただくようにしてはしておりますが、事前に本町の顧問弁護士のほうに相談に行きまして、この税の案分ができるのかというところをお尋ねいたしました。法律上、税の案分は難しいだろうという判断になりましたので、議員がおっしゃる税収につきましては、今後、企業立地課のほうに直方市、鞍手町の用地をまたいだ形で、税金の偏りがないようお願いをするようにしております。この企業の進出につきましては本社、もしどういうふうに説明したらいいか分かりませんが、総務機能のほうで、鞍手町の土地の中に入っていれば、こっちは鞍手町の本社ということになります。逆になりますと直方市が本社ということになりますので、それによって税収の額も変わってくるんじゃないかというふうに考えておりますし、来る企業によっては変わってまいります。導入する例えば製造業である機械であったりとか、そういうものの立地の場所についても、固定資産の償却資産の税金の税

収のほうに影響が出てまいりますので、そこらあたりも企業立地課のほうになるべく直方市と鞍手町税収が同じぐらいになるように、配置についてもご助言頂きますようにというような、お願いをしているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　面積で言えば鞍手町のほうが大幅に少ない。たしかそういう状況だったと思うんですよ。ただその管理費はね、結構草刈りとか、毎年かかってくるわけで、そこはね話がまだついてないうちにもう令和8年度から分譲予定ですって言われても、管理費ばっかりかかってこっちに何のメリットもないというふうになれば、何のための工事なのかということにもなりますし、もう1つは固定資産。町内業者の奨励金免除という部分も多分出てくるんじゃないだろうかというふうにも思うんですけども、その辺についても、もう細かいことまでちょっと想定するなり話合いなりをしないといけないんじゃないかと思えますけどその点はどういうふうに考えておりますか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　面積については、今の造成している工業団地は東ブロックと西ブロックにあります。東ブロックについては、全てが直方市に立地をしていますので、工事についても、維持費についても全ての形ということになっております。西ブロックにつきましては、約3割が鞍手の用地というふうになっております。そこに境界がありますので、それぞれの境界に応じて管理をしていくということで考えております。あと税収につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおり、直方市のほうにも1度こちらの考えを伝えましたが、弁護士等の回答のように、なかなか税収自体を案分するということは難しいということですので、どのような場所に何が設置されるかによって、当然そこで課税も変わってきますので、先ほど担当課長が答弁したとおり、企業立地課のほうに、進出企業に対して立地の場所、または整備するような機械等も含めてお願いをしたいというふうにも思っていますし、今までもお願いをしているところです。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員）　税金とか固定資産税については話合い人間同士の話合いでできると思うんですけども、ご案内のようにあそこはイノシシの巣窟なんですよ。多分どこまで皆さん方知っているかどうか知りませんがね。今あそこを全部開発することによって、鞍手のほうにずっとイノシシが増えているんですね。あの山からずっと、下内のほうに。だからこれ多分町長にいろいろ入っていると、課長の耳にも入れとると思うんですけども、そのところを整理せんとあそこで専業農家やっている人たち、去年はあったら、立林の認定者の秋武君っ

ていうの7反ぐらいカボチャ植えたんですよ。全部やられとるんですよ。だからそういうのを早く整理をしてほしいと今後どうなるか。皆さんに提案してほしいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。栗田議員が今おっしゃいましたイノシシの被害については、随分以前より承知をしております、現地も行きましたし、福岡県、今工事を行っております企業局のほうにも行きて、この被害の状況を説明したところでございます。これまで地元のほうからも様々な対策をとということで、案を頂いておりますけれども、最終的に1つの案にまとめられましたので、その案を先日、企業局のほうにお持ちいたしました、まだ結果ははっきりとは回答は頂いておりませんが、企業局のほうでイノシシ対策の地元が要望する内容で対策を行っていく方向で今積算のほうをしていただいております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 207ページ。山田錦作付奨励金交付事業費です。まず特産品としてね日本酒をつくると。こういうことで行われているんですが、1反当たり6,000円等の補助並びに燃料費といったような形になっていると思うんですけど。これ農家は、この数字で本当にやっていけているんでしょうか。農家はどのような意見なのかちょっと教えていただきたい。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。この山田錦の作付の補助でございますが、今2戸の農家さんに作付をしていただいておりますが、申し訳ございません。この補助が十分であるかという確認は、今現在とっておりません。以上でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 2軒の農家がちょっと、前もって数字が激しいとかよかったんだけど、この米収穫量がちょっとよくわかんないんだけど、これふるさと納税の返礼品に使っているというふうにも聞いているんだけど。これ、一般売買してないですか、我々が手に入れることができないのか。どうか、それ、その辺はどうなんですか。例えばどっかの高速の土産屋には売っているとか、ネットで調べたら売っているとか、じゃないと鞍手町の特産品としては、ふるさと納税の返礼品だけというような形になっていたら、非常に販路も、知名度も低くなってしまうと思うんだけどその辺は、現状はどうなんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現在、ある酒屋さんで販売をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） あるじゃなくて、それ、公表しているんでしょう。しているんだったら、ここで言いたくないんだったら、後で教えてもらったらいいんだけど、そういうことをアピールしないと。すばらしい名前付けていましたよね。何も意味してこないし、いろんな酒どころあり、日本史の有名どころたくさんありますよ。その中に切り込んでいこうとするんだったら、ぜひそういったことをアピールしていただきたいんだけど、町長そういったことで、どういうアピールするつもりがあるのかなのか。アピールしてもらいたいという気持ちがあるんで町長の考えをもう1回ちょっと整理して答えてもらえます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 一般販売については、鞍手町に森の蔵っていう酒屋さんがいます。そこで、取り扱っております。ともう一つ。JR駅構内。福岡工業大学の駅構内で販売しているところがあるんですけども、私が承知しているのは2件で、一般の交流を行っております。当然ながら、もっともっと販路を拡大してほしいというような私自身の思いはあります。それでその取扱いの大本になっているところには、今後もっと例えば、一般の飲食店とか、また町外だとかの販路を拡大してほしいというのは考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。8款 土木費及び9款 消防費について、220ページから247ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 先ほどは失礼いたしました。227ページ。本町～今村線の道路改良事業費です。これは以前、今後県道に格上げしていくっていうふうな話を聞いていたんだけど、その計画は今そういう認識でいいのかどうかまず教えてください。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今、田中議員がおっしゃいましたように、本町～今村線につきましては、年々、交通量が増えております。その関係上、県道への昇格を毎年の方県土整備事務所のほうに要望という形で上げさせてもらっております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 今回改良工事費が、町の単費っていう形になっていますので、確認をしたかったんですけど、今度新しく道路も計画され、県道の整備が始まるというふう

も聞いてますんで、ほかの議案との関係が出てきて、現在の県道を町道にするとかというよう  
な形が出ています。県道は同じ方向に2本並行で走らせないっていうかそういった形の基本的  
なルールがあるっていうふうにも認識しているんですが、それに該当するんじゃないかなと思  
うんだけど、その辺の確認とかいう作業はどのようにされているんでしょうか。県道への昇格  
っていうのは、どうなっているのか、そこら辺をもう一度。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今、田中議員がおっしゃいましたように県道  
が同一路線名で2本持つことは、現在、県のほうもやってないということで、新しく県道がで  
きれば、旧道については町のほうに移管するという形で、今現在、前からもそうなんです事  
業を行っております。今回、またこの後の議案で上げさせてもらっている検討の読替えの路線  
もあるんですが、この本町～今村線も、将来、県道に昇格いたしましたら、別の路線を町道と  
して移管するような形になるのは間違いございません。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 現状の拡幅、そして、現状の路面とか舗装面の整備とか、路盤  
整備も含めているところだと思うんだけど。当初ね、橋ができるときに踏み切って線路をまた  
ぐといった計画があったと思うんだけど、その計画自身はまだ生きているんですか。それとも、  
現状のまんま踏み切りを残して、やっていくんですか。線路をまたぐっていうその計画が県と  
の間でまだ生きているのかどうかそこを確認したいんだけど。今答えがないんだったら、次の  
特別委員会で確認をしたいと思っているんですが。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今、田中議員がおっしゃいました、筑豊本線  
の高架という形で都市計画道路の計画がなされているんですが、その計画自体はまだ現在生き  
ております。ただそのとおりに都市計画道路の通りに工事をやっていくかというのはまた別の  
話なんです、ただ都市計画道路がある限り、それに沿った形で道路の整備を行っていくとい  
うのは大前提です。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 233ページの12節の除草等業務委託料のところなんです、  
全体的に大谷自然公園の年間維持費っていうのは幾らかかっているんでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今石井議員がおっしゃいました大谷自然公園  
の公園委託料につきましては、年間の維持管理料でここの予算計上しております中で270万

ほどかかっております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） そのほかにかかっている除草費用とかもあると思うんですが、そういうところも教えていただけるでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 維持管理除草も含めて、270万という形になっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。星議員。

○3番（星正彦議員） 233ページ、石井議員の質問と同じですが、この6つの公園の維持管理に要する費用が2,344万ですね。そのうち、大谷自然公園の管理委託料が270万ということで理解していいわけですか。それと、これは管理委託料という形になっているんですね。大谷自然公園は、どういう管理されているか。その中身を教えてくださいたいと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今、星議員がおっしゃいましたように、この2,300万の中の270万が大谷自然公園の維持管理の費用となっております。維持管理の内容としましては、現在休止中ではあるんですが、バンガロー等建物がありますので、その維持管理、それと中の公園内の定期的な除草。それと見回り等、それと建物のセコムをかけておりますので、セコムの費用も入っております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員） 全体の2,344万から270万ですから、額的にそうないというふうに思うんですが、しかし今言われたように、バンガローの維持管理だとか、いわゆるセコムの関係も含めてセキュリティーの関係も含めて、予算かかっているわけですが、これは以前から、大谷自然公園の施設について、町としてどういう考え方持ってあるのかということを、議会の中でも議論された経過がありますよね。町長にお聞きしたいんですが。このままでバンガロー含めて放置していくと。これもうかなり老朽化して、もう使い物にならないような状況が早晚出てくるというふうに思うんですね。したがって、町長この大谷自然公園のああいふ施設について、今後どのようなお考えを持ってあるか、あれば聞かしていただきたいというふうに思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 大谷自然公園に限らず、公共施設等維持管理の中で、どういうふうにして



いくかっていうことにもなります。大谷自然公園につきましては休止をして長らく今のところは使っていないというふうな状況です。今星議員が言われるように、このままだとだんだんと老朽化がひどくなるというふうには思いますが、では幾らのお金をかけて再生していくか、再度利用していくかっていうことになると、なかなか今公共的な立場から、今から再生をして管理していくということにしても、当初からも利用料金の設定自体も非常に低く設定されておりまして、維持管理費と費用対効果を考えても、なかなか見合うような施設にはなっていないかのようなこともあります。そういったことから、今後をどうしていくかっていうことについては、今ここでこういうようにしていくような構想があるとか、そういったものは持ち合わせてはおりません。非常に苦慮しているというのが今現状です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　今のところ同じところですよ。以前これ一般質問でもさしてもらったんですが、その当時の課長は浄化槽が壊れているので、大谷自然公園は運営できないと。そこが大きな要因であるという答えを頂いているんですけど、そのときに約3,000万円ぐらい浄化槽変えるのは3,000万ぐらいかかりますというお答えを頂いていました。それから、大谷自然公園が閉鎖してもう約10年たつんですよ。そう考えたときに、約300万円ぐらいの、毎年毎年、いろんな管理費かかっています。そのとき3,000万円っておっしゃってました。そういう今300万円ぐらいの当初、赤字って言い方したらあれですけど、それを考えた10年たっているんですけども3,000万になっているんですよ。今町長お答えされたのもいつもそういった内容をお答えされているんですけど。今後、本当にどう考えているのかっていうのも、もう一度町長にお伺いしたいんですけど、もう10年たって、今3,000万で新しいのに変えられているんですよ。答えはずっと、今後考えていきたいですって繰り返しなんですけど。うん。今後本当にどうするのかというのを町長、どう考えているのかをお聞かせください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども言いましたように、これを公共で維持し運営していくということになりますと、維持運営費もかかります。そういった意味で、収入と支出のバランスも非常に難しいというふうに考えております。これが当初からもそういうような有働議員が言うようなことであれば、赤字体質の施設であったというふうに感じておりました。それで、そこにもう1度3,000万を投資して、再度ここを運営したとしても、非常に経営上は難しいだろうというふうなことから、なかなか3,000万円を投資するっていうことに、前町長もそうだったと思いますが私のほうも踏み込めてないというのが現状です。先ほどの質問もありましたよ

うに、これからどうするかということにつきましては、先ほども答弁をしましたが、非常に苦慮しているということです。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　ちょっと今のお答えでちょっと分かりづらいんですけど今後、民間に貸すとか、売るとか、そういった何かこう手だてとか、そういったことを町長は考えてらっしゃるのか。どうしていこうかっていうそのビジョンをちょっとお聞かせ頂きたいんですけど。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども言いましたようにビジョンを持ち合わせておりませんが、あそこの施設の用地の主なところは、これは要するに土地を借りております。それで地主さんもいらっしゃることでもありますし、町が単独で、あそこをこうするああするということにもならないっていうふうな状況でもあります。それで繰り返しになりますが、今苦慮しているところです。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　9番。同じく、公園管理につきましてお聞きしたいと思いますけども、町が管理しています公園が6か所あります。今現在話が集中しているのが大谷自然公園ですけど、ほかにも5か所公園があります。他の公園の利用状況っていうのは、把握されているのか。お聞きしたいと思います。

○的野信之議長　都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長　お答えさせていただきます。今議員がおっしゃいましたように、残り5箇所鞍手公園、長谷のトイレ、それと新川、劔岳公園、浮洲公園とあるんですが、その利用状況といいますかその公園に年間何人ぐらい利用されていると、そういう集計とか、そういったものの調査等は行っておりません。以上です。

○的野信之議長　許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　集計ができてないということですけども、やはり、中には結構使われてない、荒れた公園も結構見受けします。その中でも、劔岳公園につきましては、見晴らしもよくて、結構散歩かたがた登られている方をお受けしますけども、やはりトイレ環境とか、鞍手公園もそうですけど、トイレ環境が非常に悪いと。夏場になりますと結構草も繁茂しておりますので量が少ないということです。町の庁舎の横に立派な公園ができておりますけど、そこにこられる方がやはり多くなってくれば、他の6箇所の公園というのは、だんだんと管理も難しくなってくると思いますので、その辺も踏まえて、今後、予算組みとか検討して

いただければと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 今議員がおっしゃいますとおり、やはり利用が多い公園というような少ない公園がございます。その中でも、やはり除草作業というのは、年に1回もしくは年に2回行っている公園等がございます。トイレもなかなか清掃も行き届いてないところはあると思うんですが、限られた予算の中でできるだけ快適に使っていただくように、維持管理のほうを今後も行っていきたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 6公園の管理なんですけども、特にトイレですよね。町長の家の自宅の上にあります鞍手公園。このトイレの関係を知っていますか。すごいですよ。小便器に大便があったり、何かいろいろありました。なので、せめて公園のトイレぐらいは定期的に掃除・清掃は入れるべきだというふうに思いますけども、恐らく汚れたときに臨時的に気がついたときに臨時的に掃除しているっていう状況じゃないだろうかというふうに思いますけども、その辺どういうふうに考えておりますがね。トイレの関係です。トイレがやっぱり1番綺麗じゃないと公園というのはなかなか使い勝手がないんで、その辺ついてぜひ計画的に掃除・清掃に取り組んで頂きたいというふうに思いますけども、その点についてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 議員ご指摘のとおりトイレの清掃については臨時的にっていうことでしております。使われている方からの通報といいますか。連絡があった際に、よく鞍手公園を言われましたけども、上のほうにあるトイレとしては立派なんですけど、結構ドアが壊れたりだとか、今宇田川委員が言われているようなことがあったりだとかいうようなことがあります。そういった知らせがあったときには、清掃しているということです。また、今回現実的な清掃としては費用を上げているところです。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 定期的に管理するべきだというふうに言っているんですよ。例えば最低でも月1回ぐらいはトイレに回ってやるとか、ボランティアが掃除に入っているところも、それも毎月ではないし、ますそこをもうそれを省いたとしてもね、本当に何か月間に1回とか、あんまりトイレを何か月に1回とかいうのは余り考えられないんですけど、それでもやっぱり定期的にやるべきだと。特にやっぱ先ほどの質問者も言いましたけど、夏場はねやっぱり臭いだとかいうのもありますし、そこはやっぱり使えるように常に使えるようにしていただきたいというふうに思いますので、そこは、やっていただきたいと思いますが、もう一

度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 これにつきましては利用者のことも考えながら、今後検討していきたいと思いをします。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番（石井大輔議員） 239ページ。8款5校1目のところの住宅性能向上促進事業費なんです、これは具体的にどのような内容で受給できるのか教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。住宅性能向上改修事業費は、住宅の性能向上改修の実施に要する費用の一部を補助することにより震災に強いまちづくり及び脱炭素社会の実現に資することを目的としております。具体的には耐震改修工事をされる部分の補助、それから省エネ改修工事をされるときに補助金という形になります。それから建て替え等に伴う除却工事が含まれます。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） その補助率っていうのは何%とかいうのは決まっているんでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。この事業は県の補助事業になりまして、上限額、県の補助金の上限額が30万円となっております。補助率としましては県の補助が25%でございますので、対象事業費としましては120万円までが補助対象経費ということになります。今年度、令和7年度よりこの部分については拡充をいたしまして、町の一般単独での補助を30万円上乗せをしております。改修工事を実施される方につきましては県それから町と合わせて50%の補助という形になろうかと思いをします。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） あと例えば、年度最初に改修して、また年度末に改修してとか2回改修する場合とかもあると思うんですが回数の制限等はあるんでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。ちょっとその回数の部分については、資料を持ち合わせておりませんので、また特別委員会の際にもご回答差し上げたいと思いをしますが、基本的には1つの事業に対しての補助でございますので、お1人様1回の工事になるのかなというふうには考えております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　9番。9款消防費1項3目ですかね。のページ数241ですが、消防団の団員、退職報償金で175万1,000円計上されております。昨今、大船渡の山林火災で消防団員さんかなり地道な活動をされておりますけども、年間通じて町のほうで団員さんの退職される方、また加入される方が分かれば教えていただきたいと思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。退職報償金の分、来年度につきましては3名の退職者の把握しております。新入団員のほうにつきましては、随時募集をしていくというふうな形を考えております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　関連しますけども、団のほうに在職される平均的な年数っていうのはどのくらいが多いのか教えていただきたいと思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　年数については今資料を持ち合わせておりませんので、特別委員会の際にもお答えさせていただければと思っております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番（石井大輔議員）　247ページ。9款1項の工事請負費。875万6,000円、これの中身を教えてください。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。今回の工事請負費につきましては、剣南小学校防災行政無線の撤去工事、剣北小学校防災行政無線の設置工事、それから全国瞬時警報システム、J－ALERTと申しますが、J－ALERTの受信機取り替え工事の3本を予定しております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　9番。また消防のほうに戻りますけれども、9款消防費1項3目の241ページの下から2番目ですけども、消防施設管理事業費。3,183万2,000円計上されておりますが、これは今回、消防車第2分団の消防車購入かと思うんですけども、前回、第5分団の消防車購入で2,277万ぐらいかかっていると思いますけど、今度新しい消防車を購入されるに当たっては、どのぐらいの金額が予想されているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今回、非常備消防費のほうで、備品購入費で消防車両の購入費を上げさせていただいております。今回につきましては、第4分団の消防ポンプ自動車となっております。金額につきましては2,531万3,000円を予定しております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。10款 教育費から14款 予備費について、248ページから309ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 263ページ及び273ページ。GIGAスクールの関係です。当初予算の概要では小学校のGIGAスクール推進事業費の事業概要、最後に7年度は端末の更新を予定していますとあります。中学校のGIGAスクール推進事業費にはこの文言がなく、提案理由の説明によると令和2年度に整備した端末が更新時期を迎えることから端末の購入等を含む関連予算として8,000万超の予算が合わせて上がっていますが、まずこの中学校のGIGAスクールの関係の予算としては、端末の更新なのかどうか、それをまず教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。中学校のGIGAスクールのタブレット端末の効果につきましては273ページ。GIGAスクール推進費の備品購入費ということで、2,730万5,000円のほうで上げさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 小学校のほうにはね、端末の更新を予定していますというふうに丁寧にうたっていただいていますので分かりやすかったんですけど、中学校も同じということだということで今答弁頂いたんですけど、だったらそういうふうに書いといてください。それから、これ財政内訳はどうなっているんですか。これ全額町の単費ですか。それとも交付金等があって、町の負担が何割というふうな形になっているのか。なっているとすればその率等も教えていただきたい。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。タブレット端末については、上限が1台5万5,000円という補助の中で動いていきますので、補助金はその中で台数を掛けた形で補助金の

ほうが支給されるような形になっております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 端末に関しては補助があるということで、5万5,000円に台数を掛けて云々というふうな話だったんだけど、だからここに上がっている数字が全額その対象となる補助金の額で全部補われているのか、町の単費も町の経費も少しはプラスして、入れているのかっていうのを聞いているんですよ。購入しようとするのが5万5,000円だったら5万5,000円以内に抑えれば、交付金対象になる交付金で全額賄えるわけでしょう。そうじゃなくてランクを上げて、6万7万だっている端末にすれば、いくらか町が出さなきゃいけないっていう形になるんだと思うんですよ。その辺をどう考えているかって聞いているんですよ。今答えが出ないんだったら特別委員会のときに答えを整理して出してもらってもいいけど、その辺は教育長応えてもらえます。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。詳しい内容についてですね、まとめて特別委員会のほうで報告させていただけたらと思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番（石井大輔議員） 今2番議員と同じところの質問になりますが、タブレットが更新時期を迎えたということで更新時期を迎えたタブレットの処分方法はどうなるのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。基本的には処分という形で予算のほうも処分費ということで上げさせていただいておりますが、活用については、なかなか全部捨ててしまうっていうのはもったいないという話もありまして、今後またそれは検討していくっていう形では考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員） GIGAスクールの今のところの執行部が出した当初予算の概要の内訳見ますと、国庫支出金と一般財源が半々約になっていますけども、だから2分の1補助ではないんですか後から来るとかそういうことですかこれ。これ執行部が出している資料ですので、私はもう半分国の支出金で半分は単費かなというふうに思っていたんですが。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。すいませんちょっと中身について、こちらのほうでもう一度確認をさせていただき特別委員会のほうで一緒に出ささせていただけたらと思います。ただ補助の先ほどの5万5,000円の分の補助として3分の2補助っていう形になっており

ます。その中で、またちょっと整備等が端末等については5万5,000円の3分の2の補助、ただそれに伴う設計であったり、中のソフトであったりっていうのが、補助の対象外となっている部分もありますので、その辺も整理して、すいません特別委員会で回答させていただけたらと思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 予算審議ですから。この予算の中身どうなっているんかっていうのを聞いているのに、それ答えられんで一般質問じゃないですよ。執行部が出した予算ですよ。何で中身について分かりません。後で詳しく説明させてもらいますって。何でそんなことになるんですか。財源はどうなっているんかっていうのを聞いているのにそれはまだ分かりません後で調べています。町長ということですかこれ。提案説明なってないですよこれ。説明にもなってない。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 教育部局との話であります、当然予算でありますので、本来ならばしっかりと答弁ができるように、資料も含めて準備すべきというふうに私自身も思います。今答弁ができないことにつきましては私からもお詫びを申し上げます。

○的野信之議長 ここで一旦休憩します。

—— 休憩 14時07分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 14時17分 ——

会議を再開します。10款 教育費から14款 予備費について質疑はありませんか。教育課長。

○森永健一教育課長 すいません。お答えいたします。先ほど宇田川議員からの質問の分になりますが、すいません予算書のページでいけば、小学校のほうで263ページの1番下になりますが、委託料ということでGIGAスクールの設定・設置の費用ということで、こちらのほうで377万3,000円、これが補助金の対象外の金額になります。

次の265ページの備品購入費というのがタブレットの購入費でして、6万3,000円掛ける台数の686台の4,754万円となります。その合計が、歳出の分の5,131万3,

000円になります。このうちの補助金っていうのが先ほどご説明いたしました台数の686台に3分の2が補助率になりますので、その1台単価が5万5,000円が上限になりますので、5万5,000円の上限の価格を掛けた2,515万3,000円が補助金という形で上げております。中学校も同じような形となっております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員）　分かりました。それで学校給食の関係で、305ページ。学校給食補助金は4月から4回分ということで説明があっています。その下の学校給食支援事業費支援事業補助金547万円ですが、これは食材の高騰分を7回分ということでの説明でしたけれども、これまでこれずっと単費でやってきたと思うんですが、これについては、そういう認識でいいのでしょうか。

○的野信之議長　教育課長。

○森永健一教育課長　お答えいたします。この分は、重点支援の交付金のほうを繰越しであてさせていただいて、令和7年度、この分の補助金ということで上げております。単費という形では今までもやっていなくて、今までも重点支援の交付金のほうを使って町負担というのは上げさせていただいております。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　食材高騰分で、確か柴田町長の時代から食材が高騰したらその上乘せ分は給食費の値上げにつながらないように支援してくれということでずっとやってきたと思うんですけども、そういうことじゃなかったですかね。私はそういうふうに認識していて、それだったら今回のこの547万円も交付金を使うんじゃないかと、これまでどおり単費で使って、この分については給食費1回分でも無償にするというふうにすべきじゃないですか。と思いますけど、私の認識が間違っているのでしょうか。

○的野信之議長　教育課長。

○森永健一教育課長　お答えいたします。この部分の補助金につきましては町の執行部のほうと協議のほうさしていただき、財源がこのほうでできたということで、今回のほうを上げさせていただいております。ちょっとすいません以前の分に関しましては、この分と絡んであるかどうかというのはすいません、私のほうでは確認ができておりません。申し訳ありません。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　以前、給食費の値上げがあったときに、それからまた物価が高騰して、給食費について、食材費は給食費で賄うということがあって、ただ物価が高騰したら、カロリーも減らないように、その分は町が補填してくれということでこれまでずっと続けてき

たと思うんですよ。重点交付金を使ってしたのはいつからですか。それまではずっと重点交付金以前は、もう何も補填してなかったということなんですか。分かりませんか。私はこれ、以前からも先ほど言いました柴田町長との約束、それからずーっと来ているんですよ。給食費の値上げにつながらないようにということでやってきて、それなら町の政策として単費で賄うというふうにやってきたと思うんですけども、それを交付金は交付金で、もっと別のものに充てるべきだというふうに思うんですけど。私の認識は間違っているのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。たしか平成26年ぐらいに給食費の値上げのほうをさしていただいて、それからコロナ禍になって特別交付金とか出るまでの間っていうのは、値上げのほうはしておりません。そのときに物価が上昇したっていうことでその分については、特別な交付金のほうを充てて給食費のほうを上昇しないようにというふうな形で出てきたのでそれからは、コロナ禍になってからがこういうふうな形で、上昇分の補助金のほうを充てさせていただいていると思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番（石井大輔議員） 265ページ。小学校の統合事業についてです。直接的な予算とは関係がない部分なのかもしれませんが、工事が始まってしまうと、体育館そしてあと中央公民館正面のほうに行く通路っていうのが1箇所。学童と武道場の間しなくなると思うんですが、ほかに今まで使っていたグラウンド側から上れるようにしたりとか、そういうふうなことはないのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 通路の関係につきましては、仮設校舎を体育館横に設置するというところで、どの道を開けるかっていうことで協議のほうは重ねてまいりました。中学校側からっていうのはもう入れない形で工事車両という形になりますので、その横にあった道等も開放しないかっていう話もあったんですが、そこの道路についても小学生が体育で使うときとか、登下校のときに、そこの道を通るっていうときにも交通事故等を予想されるため、極力児童の安全を優先っていう形で、今現在の形で役場の駐車場側からちょっと一方になって大変ご迷惑をかけているんですが、どちらか、そちら側からだけの出入りっていう形で現在は考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員） 273ページ。中学校施設整備事業費、これ空調の関係ですけれども、全体で9,476万5,000円となっていますけれども、財源の内訳として国庫支出

金が3,535万。地方債で5,940万というふうになっていますけども、この地方債、支出金の中身どういう支出金なのか。そして、地方債はという地方債を借りているのか、負担割合というのはというふうになっているのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。令和7年度の中学校のエアコンの設置についてですが、令和7年度は断熱の設計それと工事。年度が分かれてしまうんですが次の年に機械の機器の設置のほうを行いますので、その機器の設計を令和7年度中に行い、令和8年度に衛生設備工事のほう行うような形と考えております。補助金のほうにつきましては、上限7,000万でその2分の1が国からの補助という形になりますので、その残りの分は過疎債等を予定しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 国からの補助金の名目どういうあれなのか、学校施設何とか改善何とかなのか。耐震緊急緊防債やったっけ。緊防債じゃないわな。そういう名目をという地方債も含めて、どういう名目なのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 特別交付金のほうが出ておりますので、空調設備整備臨時特例交付金という形になります。あとの分は過疎債のほうになっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番(石井大輔議員) 今の4番議員と同じところの質問になるんですが、これ工事期間はいつ頃見込まれていますか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。工事期間といたしましては、長期間のやっぱり体育館の閉鎖っていうのは学校と協議する中でできないということで、断熱工事につきましては、行事の1番少ない1月2月。設置工事につきましては、今から設計等を行っていきますので、その期間がどれだけかかるかっていうのがまだ分からない状況ですので、その期間が出てから学校のほうと協議をして、設置のほうを進めていきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに。石井委員。

○8番(石井大輔議員) 工事期間中、夏休みとか冬休みとか、そういうことを利用するんであれば限りなく少ないと思うんですが、夏休みとなれば、やはりまだ中体連の県大会それから九州大会等を控えている部活動等あるんですが、その期間中、優先して中央公民館押さえるとかそういうことは考えているんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。工事の期間としては先ほどちょっと述べさしていただいたんですが、1月2月が学校行事が1番少ないということで、その辺りなればもう新人戦とかも全部終わっていますので、1番体育館を使わないという形になっております。工事期間中、使えない分の部活動に関しましては、今、石井議員言われたように中央公民館の体育館等を利用して、部活動のほうできるようには考えております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) さっきの課長の答弁でいくと1月2月は断熱工事、その前にエアコンが取りつく、暑い時期なんで、その前に取りつくってこともないっていう考え方でよろしいんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。機器の取付けに関しましては令和8年度という形になりますので、8年度を設計が固まり次第、工事期間等、その辺を考えながら学校と協議して時期としては決めさせていただきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) 関連なのでひとつお願いします。ということはここにある予算はあくまでも、断熱工事の予算・費用っていうことで、これとほかにエアコン設置等がまた来年度予算で加わってくるという考え方でよろしいでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 議員のおっしゃるとおり、令和8年度には設置工事の工事費のほうが上がってくるようになります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番(宇田川亮議員) 299ページ。施設維持管理等業務委託料、これがこの当初予算の概要で言えば、拡充というふうになっているんですけども、どこがどういうふうに拡充、維持管理の拡充、どこがどういうふうに拡充されているのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。来年度よりくらじふれあいアリーナ。福祉センターにある体育館になるんですが、そちらのほうの維持管理が教育課のほうに業務が移管ということで、その中の分の維持管理費っていうことで上げております。内訳といたしましては、電気保安点検や、自動ドア、施設内の清掃、トレーニング器具の保守、空調機の点検等、そういったものをふれあいアリーナに関する費用に関しまして、全部教育課のほうに移管ということ

になっていますので、これを上げさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) ふれあいアリーナ部分の額を教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。ページでは299ページの下から3つ目、施設管理等業務委託料というのがふれあいアリーナの分全部と。その上の分が、299ページの下から3番目。施設維持管理業務委託料1,612万4,000円。その分の上の一部ということで、こちらのほうが体育館の分のほうが含まれておりますので、このうちの471万3,600円が、ふれあいアリーナの監視の委託料ということになります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 295ページ。歴史民俗博物館の関係なんです、令和7年度に石炭資料館のリニューアルを目指しているというふうに概要説明ではなっていますが、これ時期とか今後のスケジュールとか、いつぐらいを目途にオープンするのとかということにつきましては、どのような計画になっているのでしょうか。教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。歴史民俗博物館の別館につきましては、令和7年4月のオープンを予定ということで動いておりましたが、中の展示の最終的なチェックや、エアコンの設置工事、休館のシャッターの取り替え等、そういったものが開館してすぐに行ってまた閉館するという形はできないので、そういったものも新年度予算で行わせていただいた後に、GW明けということで今調整をしております。日にちにつきましては、まだはっきりしておりませんので、ここではちょっと述べにくいんですが、GW明けということで予定をしております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) そうすると別館の工事に伴って今、休館中の仮本館というのは、その部分も、休館扱いでずっと休館という看板を立てているわけだけでも、今現在課長がご答弁されたようなスケジュール的なものをね、お知らせするっていう形の意味合いも含めて、看板の立て方少し工夫されたいかと思うがいかがか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。今田中議員に意見頂きましたので職員と、また表示の方向については考えていきたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員） この情報は皆さん方、「我が家の宝」として、テレビの見たことありますか。去年の荒木さんっていう、京ノ上の方が出されたもんですね。そのとき判定とか評価が370万ぐらいしているんですよ。ほいで実際それ見た方もおられますし、ここの中央公民館で、それを皆さん方に見せました。まだあんまり認識がないようですので今度、荒木さんという方も大分年なんです、町のほうに、博物館のほうに寄贈したいという意思があるようです。古後さんがそのところは多分聞いてあると思います。その後ですね、今度は全国ネットで話が多くなりまして、来年の…

○的野信之議長 栗田議員。予算の質疑に関しては…

○11番（栗田美和議員） いやいやそれですね、もう事前にこの予算を立てる前に、もうほとんどこの予算は変わらないんですよ。そういうふうな貴重品をね今度は町が預かるっていうか町が前でなければいいんですけどもあつとって、あえてこういうことをしているのか。そのところをお聞きしたいんですよ。4月以降、兵庫の県立博物館で1か月それから島根の県立博物館で6月から1か月、そういうことで、前回、読売新聞が来てそういうふうな話をして帰っておりますので、それはここに入るに当たってはこういう予算では足りないんじゃないかと。もちろん中身やできた後見てないけどもですね、そのところをもう一遍確認して、もしそれが来るようになれば、もう少しきちんとした管理ができると思いますけど、そういうことをお願いしたいと思います。以上です。

○的野信之議長 答弁は。

○11番（栗田美和議員） いいです。

○的野信之議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。12ページから61ページまで質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 13ページ。町税が前年よりも、多く予算が出てきております。個人住民税が現年課税で6,829万、法人税が2,494万円の増と見込んだ理由について教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。令和6年度の町民税、個人町民税につきまし

ては、定額減税が実施されましたので、減収分として5,500万ほどを想定しておりましたので、それがなくなったと。令和17年度については、減税がございませんので、その分の増を見込んでおります。以上でございます。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員）　49ページですけども、財産売払い収入で土地売払いと家屋売払い収入、これ項目立てされているんですけども、旧庁舎の備品だとか払下げのことだとか、いうふうに考えてありますということだったけど、当初予算に一切載ってないんですけども、これ財産収入になるんじゃないだろうかと思えますけども、そう考えてないということなんですか。どういうふうに考えてあるんでしょうか。

○的野信之議長　管財課長。

○石田正樹管財課長　お答えいたします。庁舎の備品に関しましては、以前一般質問があった際に、まず公共的団体のほうに必要があればお渡しするということで、現在、まず、くらて病院とか隣保館、必要なものについて今、確保というか、それぞれやっているところであります。それが終わりましたら、来年度になろうかと思いますが、区長会、区とかを含めて公共的団体のほうに広げていきたいというふうに思っております。そのあと、それらが全て終わった後に残ったものにつきましては、町民へのバザー等の方法で考えていきたいということは答弁をいたしておりますが、それがちょっと来年度になるのかというのが定かではありませんので、今年度、7年度につきましては頭出しとして売払い収入については計上させていただいております。また決まりましたら、その分については、またお知らせをさせていただきながら対応させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　頭出しさせてもらっていますし言いましたかね。頭出ししてあるんですかね。ないと思ったんで聞いたんですけど。どこに頭出ししてあるんやったらどこなのか教えてください。

○的野信之議長　管財課長。

○石田正樹管財課長　すいません。申し訳ございません。備品の売払いについては予算としては計上をいたしておりません。ここに今49ページにありますのは、土地の売払い収入として1,000円ということでしておりますけども、先ほどの答弁は間違いでございました。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員）　先ほどの関連もありますけども、物価高騰対応重点支援交付金。

4, 576万3, 000円というふうになっていますけれども、この内訳について、今答え、なくて結構ですので、特別委員会までに資料を提出していただきたいというふうに思いますけれども、議長よろしくお願いします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 では特別委員会までに資料用意させていただきます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 13番。87ページの西牟田用地の関係でございます。管財課長から4か所の西牟田用地ということを知りましたが、その4か所のうちに旧鞍手町土地開発公社の土地が1箇所あると思います。平成19年度に、旧土地開発公社を閉鎖清算するときに、かんがい基金から約22億円の基金を取崩して生産しております。そのときの町長が柴田町長でございます。柴田町長によりますと、旧土地開発公社の土地を売り払った場合はかんがい基金に繰り入れるという約束事がありました。今回、西牟田用地をもし民間企業に売った場合、町長はかんがい基金に繰り入れるかどうか、お聞きいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私自身は、柴田町長がどのような約束をしたかつてというのは文書等を見たことがありませんので、承知はしておりませんが、当時の町長が約束した時点と、現在の状況等を勘案しながら今後考えていきたいと思っています。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 13番。どこですかね宗春用地に県道ができたときに宗春用地を売ったときは、かんがい基金に繰入れております。ですから、それを実行していただきたいと思いますが、いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 宗春用地の売却については承知はしておりますけれども、今後全ての町有地売却について全てをかんがい基金に入れるということになりますと、今後の鞍手町の財政運営等にも影響があるというふうに考えております。今後については検討が必要かなというふうに思います。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員） 私は、旧土地開発公社の土地が売れたときに、かんがい基金に入れてくださいということを言っているんで、町全体の用地を売ったときに基金に入れてくださいということは言っておりません。もう一度お聞きします。旧土地開発公社が持っておった土地が売れた場合、かんがい基金に繰り入れるのかどうかをお聞きします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 そのことについては今後検討させていただきます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

その他、予算全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、議長除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 14時45分 ——

~~~~~○~~~~~

予算特別委員会

~~~~~○~~~~~

—— 再開 15時00分 ——

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○武谷朋視事務局長 それでは、報告いたします。委員長に許斐英幸議員。副委員長に新谷留晴議員。以上です。

○的野信之議長 以上のように決定しました。

次に進みます。日程第14 議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第19号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第20号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第21号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第22号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第23号 令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第23号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第２３号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１９ 議案第２４号 令和７年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第２４号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第２４号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第２０ 議案第２５号 令和７年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第２５号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第２５号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第２１ 議案第２６号 令和７年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第２６号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第27号 鞍手町道路線の認定を議題とします。質疑はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 2番。この県道から町道のほうに変更される道路に関しましては、まだそんなに古くない県道だというふうに認識しています。ただ路面等を確認するとかなり傷んでいる状況が目につきますが、当然これから5年か何年か先に、これが実際に町道になってくるんだろうと思います。県道が完成後に移管されるというのが今までのやり方だと思いますので、この間に現在の道路管理者である県が路面、路盤というのか、そこら辺の整備っていうのをを行うのかどうか、その辺のところの調整は今どういうふうになっているのかを聞きたいと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。田中議員がおっしゃいますとおり現在、道路の損傷は町も福岡県も現地のほうは確認しております。新県道完成後、これはまだ先、そうですね5年後ぐらいに令和12年に目標と聞いているんですが、新県道が完成後、今、認定の路線を上程させてもらっています。この路線につきましては、正式移管という形になります。その前に直方県土、福岡県と鞍手町と現地等の確認をしまして、補修が必要な箇所につきましては、福岡県のほうから工事を行っていただきまして、正式に鞍手町に移管という形になります。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 臆測でねデータをとったわけじゃないんで、何とも言えないんですが、かなり自重であれ下がっている道路面が下がっているんじゃないかなっていうのが、予想されます。恐らく土地の緩いところっちゃうか、弱いところに道路がかかっているんだと思いますので、路盤改良だけでなく、その下の土壌改良、それから路盤の改良もしくは軽量部材を使ってやっていただくといった形で、自重で下がることのないような形の要請というのは、これはしていただきたいというふうに思うんですけど。町長その辺どのように認識されていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 道路につきましては私も度々通ることがあります。田中議員おっしゃるとおり、私自身も路盤自体がやはり問題あるのかなというふうには認識をしておりますので、そ

の点についても、県のほうに要請をしていきたいというふうに考えています。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　今、要請はいいんですけど、私もそのことを1つ聞こうと思っていたんですが、直方から来る鞍手に入るときに、あれ左カーブなんですよ。なのに右が下がってカーブも曲がらなければいけない。もうとても危ないですよ、ここは。だから、これもう本当バイパスが通る前までならいいというような考えじゃなくて、早急に県に要請して、早急に改善してもらうようにしていただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　その点につきましても、私も先ほど言いましたように度々通る道路でもあります。宇田川議員からも質問がありましたので、私自身もそういう思いもあります。県土整備事務所と交渉していきたいと思います。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第27号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23　議案第28号　鞍手町道路線の廃止を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第28号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画を議題とします。この中期計画の議案につきましては、本日オブザーバーとしてくらて病院の事務局長の出席を求めていますので、しばらく休憩します。

—— 休憩 15時10分 ——

~~~~~○~~~~~

くらて病院の事務局長 入場

~~~~~○~~~~~

—— 再開 15時11分 ——

会議を再開します。質疑はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） まずこの内容的なこととはちょっと離れますが、くらて病院のオブザーバーが来ていただいておりますので、現状の確認をさせていただきながら、確認をとっていきたいと思いますが、まず少なくとも人数の医師が退職するというふうに聞いております。聞いた数字は8名の医師が退職の状況になっているというふうに私は聞いておりますが、この医師の退職っていうことを聞くと、非常にちょっと敏感に反応してしまうんですが、過去において行政トップの越権行為による不当介入。これが原因で、多くの患者をはじめ、その家族の方、また病院の関係者に多大な迷惑をおかけして、非常に大きな不安を与えたという過去がございます。しかし現在は、病院の理事長筆頭に、これまで信頼回復に向け地域医療の要として、医療体制を構築されてきたといった中で、今回のまとまった医師の退職といった原因がね。現行政トップである町長の不当介入に起因していないということをまず町長確認したいんですけど。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 はっきり申し上げます。全くありません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） オブザーバーにお伺いします。今町長は全く介入がないと。まず、今町長がそのようにお答え全く介入はないというふうに明言されました。これで町長の今の答弁で間違いはないか。確認したいと思います。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 ございません。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 実際にね、何名の医師がおやめになるのか、まず診療科の内科なのか外科なのか。専門職としてどういったご担当の医師が、実際は4名だというふうに聞いておりますけども、そういった医師の内容と医師の補充、これは間違いなく行われるのかどうか、その辺を教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。今田中議員おっしゃるように、総合診療科で2名、それから循環器内科で2名、それと鞍寿の里（介護老人保健施設）あんずクリニックのほうで1名の5名が退職されると聞いております。また、外来診療の非常勤では、週4回勤務の循環器内科のお医者さんが退職されます。補充につきましては、4月から新しく入職予定のお医者さんが循環器内科で1名、泌尿器科で1名及び鞍寿クリニック1名の計3名で、外来につきましては、新しく入職されるお医者さんに加え、大学の循環器のほうから派遣を予定しております。入院は比較的病状が安定した患者の診療であったため、既存のお医者さんと新しく入職されるお医者さんで十分な診療が可能であるというふうに考えられております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） これ14ページに、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項。（1）に施設設備の整備。約1,000万と予定額であります。と同時に、5ページの3、利用者満足度の向上というところに関連してくると思いますけども、これは執行部通じて伝わっているかと思いますが、車椅子の送迎の関係で雨の日に乗降場がないんです乗降場所が、車椅子の方の車を停めるところがある。ありますけども、降ろすときには雨に濡れて駐車場に停めて雨にぬれて、そして、通院しないといけないというような状況があるんで、産業医大はね、その点乗降のところはあるんですけども、ぜひその施設整備のところも、計画の中にもぜひ考えていただきたいというふうに思いますんで、その点、ご検討ください。お願いしたいと思いますが、これについてこの施設整備の1,000万の中にそういうのが入っているのかも含めてお答えください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　まず、議案書の14ページのこの施設整備の中には、今後、老人保健施設、鞍寿の里のほうで、照明をLED化、病院の部分とあわせて考えられておりますので、まずは、その分の予算予定額という形で上げられております。それから5ページの利用者満足度の向上の部分で、今宇田川議員がおっしゃいました、身体障害者用の駐車場のスペース、車椅子の方が乗り降りする部分につきましては、どうしてもあそこ、今柴田局長のほうにも、以前よりお話を私ども伺っておりますが、バスの迂回の関係で、あれ以上増設することはあの場所ではちょっと無理というふうな形で伺っております。あと、どうしても身体障害者の方ご本人が見えて、あの場所で車を停められて、ご自分で診療にかかるというようなときにあそこはかなり長時間、やはり車が埋まってしまうと。次、後から来た方が車椅子で来て降ろそうと思っても雨の日とはちょっと厳しいというようなときは、局長のほうからは、先のほうに救急外来での専用口がございます。そちらのほうで、車椅子の方を降ろしていただいて、そこから病院の中に入っていただいて、申し訳ないですけど車また駐車場に戻してということで、その入り口を使えば、雨に濡れることは少ないというふうに聞いております。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　夜間の入り口のところには少し屋根があつて、乗降できる場所がありますけれども、それならそれでそういった場合の乗降場所はあそこというような周知をしていただきたいと思いますよね。そうしないと、まずそこはでも臨時的だと思うんですよね。別にやっぱり、せめて乗降場所に屋根つきの濡れないで付添いがいる場合は、付添いの人は降ろして中に入れたら、もうあと自分で駐車場に停めればいいだけの話なんで、その辺でぜひいろいろ考えていただいて、施設整備も改善も含めてね、やっていただきたいというふうに思います。これから検討をお願いしたいと思いますが。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　宇田川議員のほうからそのようなご要望・ご意見を伺っておりますので病院のほうでも、今後検討していくというようなことでございます。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）　2ページのところにあります。救急医療体制の充実と連携というところで、令和5年度の実績と令和10年度の目標。ここが約1.4倍ぐらいを目指すことになっていますが、この救急を受け入れるだけの医師の人数っていうのは確保できるのでしょうか。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　今の石井議員のご質問でございますが、令和5年度の直轄広域消防の

急病それから負傷での直鞍以外への医療機関への搬送は約44%ございます。直方市消防でも同様の状況であります。直鞍全体で2,500名ほどが管外の医療機関に救急搬送をされていることに今なっております。令和6年の診療報酬改定で高度急性期病院が高齢の内科疾患の救急患者の受入れが難しくなる改定となったため、公的医療機関としてくらて病院として、今後増加する内科疾患の救急患者をできる限り受け入れるために、非常に高いハードルでございますけれども、この数値の設定をしております。お医者さんの確保につきましては、非常勤のお医者さん等も含めて、救急患者が受け入れるような体制で、病院としても体制づくりを今後行うということでございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第29号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。しばらく休憩します。

—— 休憩 15時24分 ——

~~~~~○~~~~~

くらて病院の事務局長 退場

~~~~~○~~~~~

—— 再開 15時25分 ——

会議を再開します。日程第25 議案第30号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○岡崎邦博町長 日程第25 議案30号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第25 議案第30号は、鞍手町コミュニティーバスと運行条例の一部を改正する条例であります。本議案は、令和7年3月24日より、鞍手町A I オンデマンド交通のルート鞍手を本格運行するに伴い、運賃の支払い方法を見直す必要が生じたため、鞍手町コミュニティーバスと運行条例の一部を、運行条例の一部について所要の改正を行うものであります。以上が日程第25 議案第30号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 これから質疑を行います。議案第30号について質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 新旧対照表で、現金または回数乗車券というところが、規則で定める方法によりっていうふうになっていますけれども、具体的にはどういう方法なのでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今日支払いの方法は多様化が進んでおり、様々な決済方法があります。今回、新たに現金、回数券に追加いたしますのは、I Cカード、クレジットカード、電子回数券を追加する予定としております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員) 運行を始めて、現在まで、1日ある中の待機時間というか、運行していない時間っていうのはどれぐらいか分かります。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。当初は10月からの運行につきましては、1台で運行し始めまして、やはり朝と晩は予約者の方が多いんですが、やはり昼11時から3時の間は運行がないという状況が今まで続いていたんですが、1月の公共交通会議の中で「もやいタクシー」が廃止という形が決まりまして、今後も「のる〜とくらて」1本になるという形で、実証運行の段階で、今、「もやいタクシー」の方が移行するという形で「のる〜とくらて」のほう2台、現在運行しております。その中で、やはり今、午前中、夕方につきましては、ほぼ稼働している状態ではありますが、細かな何時間待機しているかというのは把握はしていません。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第３０号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第３０号は民生産業委員会に付託することに決定しました。この際、休会についてお諮りいたします。明日１１日から１４日までの４日間は、委員会審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、明日１１日から１４日までの４日間は、委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 １５時２９分 ——

~~~~~○~~~~~